

令和 2 年

三重県議会定例会会議録

(12 月 2 日)
(第 30 号)

第
30
号
12
月
2
日

令和 2 年

三重県議会定例会会議録

第 30 号

○令和 2 年 12 月 2 日（水曜日）

議事日程（第30号）

令和 2 年 12 月 2 日（水） 午前 10 時開議

第 1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第 1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 50名

1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助

12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	野	村	保	夫
19	番	山	内	道	明
20	番	山	本	里	香
21	番	稻	森	稔	尚
22	番	濱	井	初	男
23	番	森	野	真	治
24	番	津	村		衛
25	番	杉	本	熊	野
26	番	藤	田	宜	三
27	番	稻	垣	昭	義
28	番	石	田	成	生
29	番	小	林	正	人
30	番	服	部	富	男
31	番	村	林		聡
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	今	井	智	広
37	番	北	川	裕	之
38	番	日	沖	正	信
39	番	舟	橋	裕	幸

40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	津 田	健 児
44	番	中 嶋	年 規
45	番	青 木	謙 順
46	番	中 森	博 文
47	番	前 野	和 美
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
51	番	館	直 人
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	西 塔 裕 行
書 記 (企画法務課長)	枘 屋 武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 利 幸
書 記 (議事課主幹)	橋 本 哲 也
書 記 (議事課主幹)	櫻 井 彰

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	稲 垣 清 文
副 知 事	廣 田 恵 子
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	日 沖 正 人

戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長事務代理	野 呂 幸 利
県土整備部長	水 野 宏 治
環境生活部廃棄物対策局長	安 井 晃
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	森 靖 洋
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員長	川 端 郁 子
警 察 本 部 長	岡 素 彦
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	坂 三 雅 人
人事委員会委員	戸 神 範 雄

人事委員会事務局長

山 川 晴 久

選挙管理委員会委員

野 田 恵 子

労働委員会事務局長

中 井 宏 文

午前10時0分開議

開 議

○議長（日沖正信） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（日沖正信） 日程に入るに先立ち報告いたします。

例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
以上で報告を終わります。

質 問

○議長（日沖正信） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。1番 川口 円議員。

〔1番 川口 円議員登壇・拍手〕

○1番（川口 円） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。ちょうど1年前にこの場に立たせていただいて、2回目となります。よろしくお願ひします。

新政みえ、津市選出の川口円でございます。本日は、六つの項目について質問させていただきます。

最初に、コロナ禍における避難所対策で、大規模地震が発生した場合の収容人数についてお伺ひいたします。

避難所は、災害時に、市町が避難者に安全と安心の場を提供することを目的とし、同時に、避難者自らが互いに励まし合い、助け合いながら生活再建に向けて次の一步を踏み出す場を創出することを目的とした施設として位置づけられています。

また、避難所とは、市町が指定した学校、公民館等の既存の施設で、災害により被害を受けた者または被害を受けるおそれがある者を一時的に収容し、保護する所ですが、在宅や車中避難者等の避難所外避難者にとっては支援拠点として、観光客や地域内の企業等で働く従業員などにとっては一時的な避難施設の側面もあることから、地域の全ての人が生活の拠点として活用できる場所と位置づけられています。

そして、実際の避難所運営では、簡易ベッド、段ボールベッドが多いと思いますが、簡易ベッドとパーティションを用いたゾーニングでスペースを確保することや、食事・物品受渡し用の台の設置、トイレや手洗い場等、集合スペースへの動線の明確化、2方向の窓・ドアを開けた換気など、具体的な運営方法が記されていると思います。

コロナ禍の避難所では、避難者のフィジカルディスタンス、身体的距離を十分に確保するために、避難所の収容人数を大幅に削減した中での運営が求められると思います。（パネルを示す）このように、1メートルもしくは2メートルの間隔を空けてスペースを設けていただく。そして、（パネルを示す）このスペースを設けていただくことで、例えば、300人の規模の避難所であれば130人規模になったり、もしくは200人規模になったりと、収容人数が減少するということとなります。

こういう新型コロナウイルス感染症対策を現在やっていく中で、コロナ禍において大規模地震が発生した場合の、県下避難所の収容人数は充足しているのかをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 大規模地震が発生した場合の避難所の収容人数について、答弁させていただきます。

南海トラフ地震などの大規模地震への備え、特にコロナ禍におきまして、避難所対策の強化が求められております。県では、市町が担う避難所の開設、運営を積極的に支援しているところであります。

大規模地震発生時の避難者数については、本県が平成26年3月に公表しました三重県地震被害想定調査では、過去、おおむね100年から150年間隔で発生をしました過去最大クラスの地震における避難所への避難者数を、約26万7000人と想定しています。

これに対しまして、令和2年11月現在で、県内の各市町が指定した避難所を集計すると、避難所総数は約1500か所、収容想定人数の総数は約64万5000人となっており、被害想定避難者総数を上回る収容人数が確保されている状況ではあります。

しかしながら、市町単位では収容人数が不足しているところがあるほか、コロナ禍では、これまで以上に避難所における避難者1人当たりのスペースの確保が必要となっています。

令和2年7月豪雨では、収容人数を上回る避難者が押し寄せたことにより、避難所の移動を余儀なくされたケースや、段ボールベッドやパーティションを設置した場合に収容人数が大幅に減少した事例が発生しております。

このようなことを踏まえ、県民の皆さん一人ひとりが、日頃から難を避けるための適切な避難行動を検討していただくよう啓発を強化するとともに、市町とともに新たな避難所の確保や避難スペースの見直し、分散避難や広域避難といった多様な避難形態に向けた取組を進めているところであります。

県では、市町への支援として、新たな避難所の確保に向けて、さらなる県有施設の活用を希望する市町との協議を進めているほか、三重県旅館ホテル生活衛生同業組合の協力も得まして、避難所としてのホテル・旅館の活用も支援しています。鳥羽市では、新たにホテルが避難所に指定されましたほか、複数の市町で活用に向けた協議が進められております。

また、避難所の感染症対策の充実も重要なポイントであることから、各市町が取り組む避難所の資機材の整備に対しても財政的な支援を実施し、取組

を促進しております。

さらに、行政域を越える広域避難に向けた取組に関し、県とバス事業者との協定に基づく具体的な対策や、避難所外避難に関しまして、市町が民間企業等と連携して行う避難場所の確保に向けた取組への支援などについても検討しているところでございます。

今後も引き続き、市町等防災対策会議の場などを通して、改めて指定避難所の収容人数の見直しを促進し、指定避難所以外の避難場所の検討状況などを共有するとともに、適切な避難の実施に向けた市町の取組を支援することで、コロナ禍においても県民の皆さんが安心してちゅうちょなく避難いただけるよう、取組を進めてまいります。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） 避難所の問題というのが、これから急に地震等が起きましたら大変な状況に実際になっていくと、こういうことが考えられますので、しっかりと連携を取っていただいて、有事の際には対応できるようにお願いいたします。

続きまして、分散避難への対応についてお聞きいたします。

新型コロナウイルス感染症への警戒が続く中、大規模地震が発生した場合、避難所では、密閉・密集・密接の3条件がそろいやすく、クラスターの発生が懸念されます。

新型コロナウイルス感染症の拡大リスクを抑えるため、避難所以外に、親戚・知人宅、また、宿泊施設、在宅避難、車中泊などに避難する分散避難に対する県民の皆様への認知度がまだまだ低いように思われます。県民への周知と避難時の注意事項についてどのように対応をされるのか、お聞きいたします。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 避難所以外への分散避難と避難時の注意事項の周知について、答弁させていただきます。

災害時に命を守る適切な避難を促進するには、県民の皆さん一人ひとりが

分散避難を含む避難や事前の備えについて、平時から自ら考え、準備を進めていただく必要があると考えています。

そのため、市町と連携しながら、みえ防災コーディネーターやみえ企業等防災ネットワーク会員団体等の協力も得まして、自宅、親戚や知人の家を含めた避難場所の検討、備蓄の確認、防災グッズへのマスクや消毒液の追加、事前の災害リスクの把握と避難する場所のルートの確認など、分散避難を検討する際や、コロナ禍で避難する際に注意すべきポイントを整理して啓発を実施しています。

知事からの直接の呼びかけをはじめ、県政だよりやフリーペーパー、SNS、LINE、ツイッターやホームページ、動画等、様々な媒体や機会を通して、県民の皆様へ情報を発信しているところであります。

今後も引き続き、避難所以外への分散避難や避難時の注意事項について、市町等と連携して、あらゆる機会を捉えて、できるだけ分かりやすく丁寧な周知、啓発に努めてまいります。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） まずは県民の皆様にはしっかりと周知していただいて、分散避難も考慮していただいた中で自分の身を守っていただく、このようにお願いしたいと思います。

そういう中で、分散避難されている避難者支援の在り方について、次にお伺いいたします。

避難者が分散すると状況把握がしにくく、避難者のニーズが見えにくくなるのが予想されます。そうならないような支援体制の構築と、どのような避難を県民の皆様が選んだかによって、情報や支援の格差が広がらないための対策についてどうお考えか、お答えをいただきたいと思います。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 分散避難している被災者への支援、ニーズ把握や情報提供について、答弁させていただきます。

平成28年熊本地震では、避難所以外に避難している被災者の把握や、そう

した方々への避難情報や救援物資の提供が主な課題となりました。

平成28年12月に取りまとめられた熊本地震に関する国の報告書では、自宅や車中泊など様々な場所に避難している被災者の所在と支援ニーズの全体像を迅速に把握するため、被災自治体内に避難者支援班を設置することや、NPOやボランティアなどの多様な支援者と協力する体制を構築することが望ましいと報告されております。

県においても、熊本地震で被災した自治体の対応状況などについて、県独自の調査を速やかに実施し、市町が実施する対策として、ボランティア団体等の協力も得て避難所外避難者を把握することや、情報伝達、食料等の配布、健康管理方法に配慮した対応などに努めることを、その年度中に三重県地域防災計画に盛り込みました。

あわせて、三重県避難所運営マニュアル策定指針も改訂しまして、指定避難所を地域の支援拠点として位置づけることや、各避難所の受付において避難所以外で避難する方も登録しておくことで、支援が行き届くようにすることを明記しています。

このことを受けて、市町においては、自主防災組織やボランティアの協力も得て、分散避難者の把握やニーズ調査をはじめ、食料等の供給や被災者支援情報の提供など、分散避難している方々も含め、避難所が避難を必要とする全ての方々の避難生活の拠点となるよう取組を進めています。

県においても、市町の取組を支援するため、毎年度、みえ防災・減災センターでの自主防災組織のリーダーを対象に実施している研修において、分散避難者の把握や支援の重要性を説明するとともに、各地域で県の防災技術指導員が避難所運営について指導する際には、避難所が担う役割に分散避難者への対応も盛り込むよう助言しておるところであります。

引き続き市町と連携し、避難所運営を担う自主防災組織やボランティアの理解と協力を得ながら、分散避難をしている被災者のニーズ把握や情報提供が円滑に行われるよう、避難者への支援体制づくりに取り組んでまいります。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） いろんな状況の中で、本当に有事の際はイレギュラーなことが起こって大変な状況が発生するんだろう、このように思います。

私自身も、熊本県の水害のあった八代市にお伺いしまして、避難所を見させていただくと、やはり通常と違う中で運営されてみえるので、全く手探りの状態でやられるという、訓練しても訓練しても手探りの状態でやられてみえる。とにかく一生懸命、イレギュラーなことに対応して、対策していくということが現場でやることです、というようなこともおっしゃっていただきました。

そういう中でありますので、ぜひ熊本県の状況も、ぼちぼち落ち着いてきたと思いますので、状況把握をしていただいて、こちらのほうもしっかりと生かしていただきたいなど、このように思います。

それでは、三つ目の三重県総合防災訓練で明らかになった課題についてお聞きをいたします。

この訓練では、新型コロナウイルス感染症対策が必要な状況における、大規模災害への対応を訓練のテーマとし、訓練内容や規模についても三つの密を避けるなどの対策を取り入れた訓練で、地域防災計画に定める三つの視点、関係機関との連携、地域の災害特性に応じた訓練、住民参加を踏まえ、関係機関及び市町との連携を図ることを目的として、伊勢市、玉城町、度会町において三重県総合防災訓練が実施されました。実際に、この訓練を通じて現れた課題はどのようなものだったのかをお聞きいたします。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 三重県総合防災訓練で明らかになった課題や、その対応について答弁させていただきます。

今年度の三重県総合防災訓練では、新型コロナウイルス感染症対策が必要な状況における大規模災害への対応を新たにテーマとして加え、伊勢市、玉城町、度会町と連携して、津波避難や避難所運営、救助機関と連携した救出救助、航空機とドローンによる被害状況調査、物資調達・輸送調整等支援システムを使用した物資輸送などの訓練を実施いたしました。

今回の訓練で得られた成果として、ヘリテレやドローン、可搬型衛星通信設備を活用して収集した映像を、メイン会場に設置した災害対策本部に配信し、各現場の情報を一元的に集約することで、それぞれの機器の特性を生かした状況把握を行うことができました。

物資輸送においては、内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムを使用した初めての実動訓練でしたが、県、市町とも事前に操作研修をしっかりと行ったこともあり、当日はスムーズに物資輸送を行うことができました。

また、日本赤十字社三重県支部の協力を得て実施した手洗いキット体験では、ふだんは見えない洗い残しを見える化することで、住民の皆さんに手洗いの重要性を実感してもらうことができました。

訓練評価者の三重大学大学院川口准教授からは、これまでは地域ごとに訓練を行っていた伊勢市内の四つの自主防災組織が、今回の訓練で初めて合同で避難所運営訓練を行うことができたこと、そのことが連携のきっかけづくりになったこと、住民の皆さんに、津波避難や避難所運営の訓練を通じて新型コロナウイルス感染症対策の必要性を実感してもらうことができたことは、大きな成果であると評価をいただきました。

一方で、課題として、関係機関との連携におきまして、例えば、要救助者をヘリと救急車で医療機関に搬送するに当たって、あらかじめ決めていた役割分担では対応できなくなった場合や、避難所運営において役割分担以外の事象が発生した場合でも臨機応変な対応ができるよう、関係者の間で調整するための仕組みをしっかりとつくっておく必要があるということ、訓練評価者からも御指摘いただいたところです。

物資調達・輸送調整等支援システムについては、突然の災害時においても的確に運用できるよう、システムに対する習熟を継続して図っていくとともに、システムを扱うことができる職員を増やしていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症対策については、3密に気をつけて訓練を行いました。が、車両による避難者の輸送時など、一時的に密になる場面が見受けられました。

避難所運営訓練では、住民が市町職員の援助を受けながら行いましたが、住民だけでも避難所の開設や設置、運営を行うことができるよう取り組んでいく必要があります。

また、今回は訓練参加者を限定しましたことから、結果的に避難行動要支援者や女性の参加者が少なく、そういった方々の視点を訓練に十分に反映することができなかつたため、今後は、コロナ禍においてもそうした方々もできるだけ参加していただき、訓練を行っていく必要があります。

訓練でできないことは本番では絶対できませんので、今回の訓練で明らかになった課題につきましては一つ一つ克服し、繰り返し訓練を行うことで実効性を高めてまいりたいと考えております。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） 部長のおっしゃられたとおり、訓練でできないことは本番でもできない。私が一番危惧するのは、今、訓練の中で行政側が準備していただいて、行政職の方々が現場にいらっしゃる中で運営するという形が万が一のときの理想的な形なんですけれども、例えば、広域で想定のマックスの被害があった、そして、新型コロナウイルス感染症の第3波がもっとひどくなって、こういう時期に震災がタイミングが悪く起こった場合、行政側が全く機能できない場合も想定されるわけですね。

そういう意味でも、県民の皆さんが、もう一度、知事が常々おっしゃられるように、防災の日常化ということを意識していただいて、万が一想定外の場合は自分らがしっかりやっついていかないと意識改革を我々も一緒にさせていただきな、本当の災害対策ができやんのかなというふうに思います。

日々、行政の方々が一生懸命対応していただいていることにも感謝を申し上げますけれども、県民の皆様ももう一度、意識を改革していただいて、備えていただきたいと、そういう思いでございます。ありがとうございます。

次に、コロナ禍における災害ボランティアの受入れについてお伺いいたします。

熊本豪雨では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、被害に遭った各自治体が、いずれも県内か、その市町村在住者に限定し、災害ボランティアの受入れを行いました。ボランティアの方々が懸命な作業にかかられましたが、地元でカバーできるキャパシティーは既に超えているような状況が見受けられました。

新型コロナウイルスの感染対策はもちろん重要ですが、被災されたおうちの片づけが遅れるということは、それだけ避難生活が長引くこととなり、より厳しい状態に置かれ続け、災害関連死の増加につながることも考えられます。

しかし、熊本県の新聞社が県民に対し実施したアンケート調査では、ボランティアの受入れを県内在住者に限定したほうがいいとする人の割合が7割、被災者に限ると8割に達したとの結果であったようです。人手不足による復旧作業の遅れよりも、感染リスクの不安がより大きいということが裏づけられた結果でもあります。

万が一、大規模地震が発生した場合を考えると、大変厳しい状況が続くのではないかと大変不安に感じます。県民の皆様が安心できる災害ボランティアの受入れについて、今後どのように進められるのかをお答えいただきたいと思います。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） コロナ禍における災害ボランティアの受入れに向け、取組をどのようにしていくかということについてお答えいたします。

全国社会福祉協議会が6月に策定したコロナ禍における災害対応に関する考え方におきましては、感染症の拡大防止の観点から、地域内のボランティアで対応することが基本原則とされておるところでございます。

しかしながら、地域内のボランティアだけでは復旧作業や生活再建が円滑に進まないことが危惧されており、感染症の拡大防止を図りながら、外部からのボランティアを受け入れることが求められております。

このため、県と三重県社会福祉協議会、NPOなど7機関で構成いたしま

すみえ災害ボランティア支援センターでは、地域住民のニーズや感染への不安、感染症の専門家によるアドバイスなどを踏まえて、市町の社会福祉協議会等が、コロナ禍においても外部からのボランティアの受入れを適切に検討、判断できるよう、具体的な受援ガイドラインの策定を進めているところでございます。

こうした取組の一方で、ガイドラインができるまでの当面の対応といたしまして、市町の社会福祉協議会等が、3密を防ぎながらボランティアセンターの運営ができますよう、QRコードを活用したボランティアの受付システムや、LINEを活用した関係者間での情報共有の方法につきまして、Zoomの使い方講習を兼ね、オンラインでの研修会を3回にわたって開催したところでございます。

県では、引き続き、三重県社会福祉協議会、NPO等と連携しまして、ガイドラインの策定や研修会の開催等に取り組み、感染症の拡大防止策を講じながら、外部からの支援も円滑かつ効果的に受け入れることで、被災者支援ができるような環境を整備してまいります。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） ガイドラインが、今、作成中であるということで、こちらのほうは、いち早く完成できるように御尽力をいただきたいと思います。

そして、先日、みえ地震・津波対策の日シンポジウム、これは三重県立熊野古道センターで行われたわけでありましてけれども、この中で講師の先生が、南海トラフ地震が発生した場合、広域にまたがりますと。この中でボランティアの方が、実際、三重県に来ていただくことが可能かどうかというのが難しい場合が考えられますよということもおっしゃって見えました。こういう指摘もいただいております。

その中で、他の地域から来ていただくガイドラインをしっかりとつくっていただくのと同時に、先ほどの避難所の件でもありますけれども、我々、この地域に住む者が意識改革をしっかりと、こういうところも考えていかないと、かんよなということ、行政のほうからでもそのように意識改革につながる

ような発信をぜひやっていただきたいと、このように思います。ありがとうございます。

次に、コロナ禍における企業誘致の取組についてお聞きいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、大都市への過度な一極集中のリスクを顕在化させました。国内では、大都市から人口が少なく生活環境もよい地方にオフィス移転する動きも出てまいりました。また、県下では、半導体メーカーが四日市市に、キノコ生産大手企業が多気町にと、大きな設備投資をされることが決まっています。

先日は、県内移転であります。多気町にて産業機器向け電源メーカーが新工場建設に伴う立地協定の締結をされるとともに、ホームセンターを運営する企業の次世代大型物流センターが県内に新設されることも発表されました。

この企業誘致は、コロナ禍で大変厳しい経済状況の中、知事によるトップセールスをはじめ、各自治体、関係部局の熱心な企業誘致活動の成果であると感謝を申し上げます。

コロナ禍の状況により高まっている大都市からの移転機運を捉え、強力に企業誘致を進めることが今後の雇用創出にとって攻めの姿勢であり、非常に重要であると思います。コロナ禍における企業誘致の取組について、知事のお考えをお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） コロナ禍における企業誘致の取組について、答弁させていただきます。

企業誘致は、雇用機会の拡大を図る上で、また、進出した企業と県内中小企業における新たな連携・協創によるイノベーションの実現など、県内産業の高度化を図る上でも、本県産業施策の重要なツールとして重点的に取り組んできたところです。

私が知事に就任した当時、リーマンショックによる影響が尾を引いていたことから、誘致に当たっては、今後、成長が見込まれる産業分野に加え、景

気や世界経済の影響を受けにくい強靱で多様な産業構造を構築するため、マザー工場、研究開発機能、本社機能の移転など、県内企業の拠点化や県内産業の高度化につながる投資の促進に注力してきました。

また、県内立地済み企業による事業活動の継続・拡大に向けた再投資も重要との観点から、一定期間の投資金額を積み上げることにより、要件を達成した場合に補助金の申請が可能となるマイルージ制度を全国に先駆けて整備するなど、県内工場の拠点強化に向けた投資促進にも取り組んでまいりました。

さらに昨年度には、企業の競争力強化に資するスマート工場化への支援や、県内への再投資案件において雇用増加分を上乗せ支援する制度を新たに追加するなど、経済社会の状況に随時対応しながら戦略的に企業誘致を展開しているところです。

加えて、近年の高速道路網の充実など、県内操業環境の向上に伴い、経済産業省が毎年調査する工場立地動向調査において、件数、面積とも全国上位を維持しており、私が知事に就任して以降、県が誘致して立地に至った投資額の総額は、9年間で約9700億円に上っています。

本年におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、雇用の損失や企業の投資抑制が懸念されている中ではありますが、先ほど議員も御紹介いただきましたけれども、キノコ生産・販売の国内最大手であるホクト株式会社が、近畿地方・東海3県への初進出となる工場を多気町に建設することを決定いただきました。

また、キオクシア株式会社が四日市市内において新たな製造棟の建設に着手することが発表され、世界最大級のフラッシュメモリー工場として、同社におけるマザー工場としての位置づけがさらに強化されるものとなります。

また、昨日も、紀宝町において、パナソニックライフソリューションズ電材三重株式会社の新工場竣工式に参列もしてまいりました。そこは、住宅火災報知器の日本トップシェアであります。

しかしながら、内閣府が発表した11月の月例経済報告においては、企業の

設備投資について、このところ減少していると下方修正されるなど、企業の投資意欲は減退傾向であり、県が行っている県内企業への聞き取りにおいても、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市況の変化により投資計画を後ろ倒しするという声もいただいています。

こうした状況から、県では危機感を持って企業の投資促進に取り組んでおり、新型コロナウイルス感染症の拡大阻止を目指しつつ、コロナ禍においても経済活力の維持・強化につながるような支援を行っています。

具体的には、マスク・消毒液など感染予防品の製造に積極的に取り組む企業を支援するための補助制度を設け、9社が設備投資を行いました。このうち4社は新たに感染予防品の製造に参入したものであり、県内企業の新事業展開にもつながっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、毀損した企業のサプライチェーンを強靱化するための補助制度を設けました。国の補助制度では対象となっていない海外からの移転費用や、新規雇用増加分などを補助対象とする県独自の制度となっており、現在、十数社から申請をいただいたところです。

今後の企業誘致に当たっては、ポストコロナ、ウィズコロナを念頭に置いた企業活動に対応した新たな視点も必要であると考えています。例えば、コロナ禍を契機にテレワークが急速に拡大したほか、サテライトオフィスやワーケーションにも注目が集まっています。

総務省から発表された10月の住民基本台帳人口移動報告では、東京都からの転出者が転入者を2715人上回り、4か月連続で転出超過となるなど、先ほど議員からも御指摘ありましたけど、東京一極集中からの回避が数字にも表れており、こうした地方分散の動きを踏まえ、企業の本社機能やサテライトオフィスの誘致にも取り組んでまいります。

また、コロナ禍に伴う企業のサプライチェーン見直しの中で、生産拠点の国内回帰や地方分散が見込まれることから、引き続き、操業環境の優位性の発信や拠点化を支援する補助制度などを有効に活用しながら、本県への投資

を促進します。

今後も社会情勢の変化を視野に入れながら、ピンチをチャンスに変えるべく、企業誘致を戦略的に推進してまいります。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） まさしくピンチをチャンスに変えるという意味でも、今後も引き続き御尽力をお願いしたいと思います。

そして、ちょっと関連で一つお願いというか、要望でありますけれども、現在、県のほうは融資をしっかりとやっていきたいと思いますということでやっていただいております。行政が用意する枠と個人の与信枠というのが違うわけなんですよね。中小企業の皆さんって、ほとんど与信枠いっぱいまで借りてみえる方も結構いらっちゃって、ピンチをチャンス、次の一手を打つときに、なかなかお金の問題があって動けないということもあります。もともとある1本の柱プラスもう1本の柱をつくろうとしたときに、援助できるようなことも視点に入れて対応していただけると、企業の方々も非常に助かって、今後の企業活動にプラスになるとと思いますので、こちらのほうもよろしく願いしたいと思います。

次に、改正漁業法に基づく新たな資源管理についてお聞きいたします。

昨年的一般質問では、伊勢湾のコウナゴ漁の禁漁、アサリの漁獲量も激減となり、漁業従事者にとって大きな打撃になっていることへの原因究明や、今後の対策についてお伺いいたしました。

幸い、昨年はイワシの水揚げが良好で、貝類の漁獲量は少ないながらも値段が維持でき、何とか持ちこたえることができたというのが実情であったと、このように思います。

先日、近くの漁協に伺い、今年状況をお聞きいたしました。昨年の状況からは全ての水揚げが激減しており、漁獲量を数字で確認するととんでもない状況でありました。また、今年のコウナゴ漁も非常に厳しいだろうと、このような状況をお聞きいたしました。

そのような中、本年10月に策定された三重県水産業及び漁村の振興に関す

る基本計画では、水産業が安定的に継続され、県民の皆さんが豊かな県産水産物のすばらしさを実感できるよう、水産資源の維持及び増大と競争力のある養殖業の構築などが基本的な方針として掲げられています。

昨日より改正漁業法が施行され、国の新たな資源管理制度が導入されることとなりました。伊勢湾の漁業振興を図る上で、水産資源の回復や維持増大は欠かせない取組で、新たな制度に基づく資源管理が効果のある取組であってほしいと願っております。

改正された漁業法に基づく新たな伊勢湾の資源管理について県の対応と、実施していく漁業従事者への支援についてお聞きいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 改正漁業法に基づく新たな資源管理と、漁業者の皆さんへの支援ということで御答弁させていただきます。

水産資源を適切に管理しながら持続的に利用するための資源管理は大変重要な取組であり、本県においては、将来にわたって安定的に漁業が継続できるよう、平成23年に策定しました三重県資源管理指針に基づき、漁業者自らが対象海域や対象資源ごとに休漁期間や1日当たりの漁獲量を定める、資源管理計画を策定しております。

このうち伊勢湾では、ハマグリ、アサリなどを漁獲する採貝漁業や、イワシ類やイカナゴを漁獲する船曳網漁業などについて資源管理計画を策定し、漁業者の皆さんによる自主的な資源管理が行われております。

また、広域回遊資源であるマイワシやサバ類などについては、国が都道府県に漁獲量を割り当てる漁獲可能量、TACと言われますが、この範囲内で資源管理が適切に行われているところでございます。

こうした中、昨日施行された改正漁業法において、国は持続的に採捕可能な最大の漁獲量、MSYというふうに言われますが、これを達成できる水準を目指して、漁獲可能量による管理を基本とする新たな資源管理システムを構築するため、令和5年度までに、対象魚種を現行の8魚種から最大23魚種に、漁獲量ベースでは現行の6割から8割に増加させるということにしてお

ります。

この新たな資源管理の導入によって、伊勢湾ではカタクチイワシやサワラなど最大8魚種が新たに対象魚種に追加され、漁獲量に占める割合も約58%から約64%に増加する見込みです。

一方、最大持続生産量であるMSY水準を目標とする新たな管理方法の導入により、魚種によっては割り当てられる漁獲配分量が減少することで、漁業者の一時的な減収が懸念されております。

このため、県では、改正漁業法の施行に先立ち、新たな資源管理等についての説明会を県内3会場で開催し、漁業者等の皆さんの不安感を解消するよう努めております。

また、新たな資源管理の円滑な導入に向けては、対象魚種の拡大等に当たり、漁業者の意見を十分に聞き取る場を設けることや、漁獲配分量が減少することによる漁業者の一時的な減収に対応できるよう、漁業収入安定対策の強化について、11月に国への要望も行ったところでございます。

さらに国は、令和5年度までに現行の資源管理計画について新たに資源管理目標を定め、資源管理の定期的な効果検証と検証結果の公表を行う資源管理協定へと、順次、移行することとしております。

このため、県では、精度の高い資源管理目標を設定できるよう、令和元年度から沿岸資源20魚種につきまして、科学的知見を踏まえた資源評価を実施しており、適宜、漁業者へその結果を提供していくなど、資源管理協定への円滑な移行に向けてしっかりとサポートしていきたいと考えております。

県としましては、引き続き、漁業収入安定対策の強化について国へ要望いたしますとともに、漁業者等の不安感を解消するため、国と連携しながら、各浜における新たな資源管理に関する説明会を開催するなど、丁寧な説明や助言・指導を行います。

今後とも、漁業者が伊勢湾の資源管理に適切に取り組めるよう、資源管理の効果検証を定期的に行うとともに、取組内容がより効果的なものになるよう改良していくことで資源管理の実効性を高め、水産資源の維持及び増大に

つなげていきたいと考えております。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） 昨日、改正された漁業法が、本当に漁業従事者にとってよかったなと思っていただけるようにしっかりと進めていただいて、先日も、海の環境についての御質問があったと思いますけれども、こちらのほうも引き続きしっかりと目を向けていただいて両方の手法を持って漁業従事者をぜひ守っていただきたいと、このように思います。

幸い、現在、私のお伺いした漁協では、廃業された方は今のところいないということで、何とか頑張って持ちこたえていただいておりますというのが現状でございますので、しっかりと海の幸を我々に届けていただくために頑張っておりますということも御理解いただいておりますので、しっかりと思いを酌んでいただいて、引き続き御尽力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、続きまして、高齢者を特殊詐欺から守る対策についてお伺いいたします。

特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預金口座への振込、その他の方法により不特定多数の者から現金をだまし取る犯罪の総称で、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他特殊詐欺、キャッシュカード詐欺と、現在は10種類に分類されているようであります。

また、発生状況を確認させていただきますと、（パネルを示す）この表のとおりで、10月時点で件数は増えておる。また、被害額も件数とともに増額されておる。この中で、真ん中の被害者の高齢者率であります。こちらのほうが78%、非常に高齢者の方が被害に遭い、また、多額の現金をだまし取られるということが報道等でも見受けられます。

そして、このコロナ禍では、今まで開催されていた催しなども中止になり、より一層、高齢者の方が自宅に閉じ籠もることが多くなり、特殊詐欺に関す

る情報が手に入りにくい形となっております。そして、日に日に巧妙化かつ多様化する犯罪手口の被害者となることが心配でもあります。

コロナ禍における高齢者への情報の周知方法と有効な取組、今後の犯罪抑止対策についてお伺いをいたします。

〔岡 素彦警察本部長登壇〕

○警察本部長（岡 素彦） 特殊詐欺対策について御答弁いたします。

議員が御指摘のとおり、高齢者を重点に最新の犯行手口を伝えるのが重要であるというふうに思っております。子どもの防犯対策の場合ですと、例えば、私どもが保護者宛ての注意喚起のレターを起案して教育委員会にお願いしますと、市町の教育委員会を経由して各学校に行き保護者に伝達されると。実際、私が決裁した文案のレターが娘の通う学校からスマホに届くわけでありまして、うまくいっているなというふうな感触は得ております。

ところが、高齢者の場合には、そのような確立された情報伝達ルートがございませんので、どうしても漏れが生じがちで、それを補う工夫が重要であるというふうに考えております。

このため、第一に力を入れておりますのが事件広報でありまして、マスコミを通じて被害の実態を広く知らせるように努めているということでありまして、先頃は、実際に被害に遭われた高齢者の方に御協力をお願いして、記者がインタビューしてもらえる機会をつくりました。

そうしたところ、主要な新聞社やテレビ局は大きく取り上げてくださいますので、手口や被害者の生の声が大勢の方々に届いたのではないかとというふうに考えております。

また、マスコミ以外の媒体も活用しておりまして、例えば、各市町の行政情報番組で、我々が作成した動画を繰り返し放映していただいております。また、老人クラブの協会には、動画の放映や機関紙へのチラシの折り込みをお願いしておりまして、自治体の広報紙でも記事を掲載していただいております。

さらに、ヤフーの防災速報サービスというのがございまして、警察が詐欺

電話などの特殊詐欺の発生を認知した際には、危ないですよという警戒を呼びかけるメッセージが届くという仕組みもございます。

しかしながら、これで県内で50万人いらっしゃる高齢者の方々にあまねく情報が届くとは限りませんので、警察官が高齢者宅を個別に訪問して、対面で最新の手口を御紹介するという事もしております。

さらに、それでもだまされる場合がございます。そこで、金融機関やコンビニエンスストアの協力を得まして、預金を引き出す高齢者の様子におかしな点があったら、詐欺ではありませんかというふうな声かけをさせていただいています。水際対策と呼んでおりますけれども、これによって、本年中は10月末までに46件、約2500万円の被害を防止いたしました。

以上のとおり、決め手となる対策はございませんが、様々な対策を組み合わせることによりまして、漏れをなくす努力をしております。医療機関や福祉施設との連携、さらには子や孫からの働きかけというのも効果的かというふうに思っております。

さらに申し上げますと、検挙に勝る防犯なしという言葉がございまして、我々としては、詐欺グループの検挙活動を強力に推進してまいりたいというふうに考えております。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） 詐欺のほうはあの手この手で迫ってきて、警察本部のほうではあの手この手で対策を打っていただいて、せめぎ合いということで、本当に日々御尽力をありがとうございます。

昨日も、実は地元で回っておりましたら、カラーのチラシを特殊詐欺の、独居老人の方に配る、今から配りに行くんやということで、ああ、なるほど、こういうこともやっていたいておるのかなというふうに見させていただきました。本当にありがとうございます。

また、私も警視庁のホームページで、「家族の絆でSTOP！オレオレ詐欺」というのを4限、受けさせていただきました、最終のチェックシートでは家族の絆の主演レベルということの評価をいただいたんですけども、だ

まされないとっておった人をだますのが詐欺ですので、しっかり気をつけてやっていきたい。

また、先日、ちょうどこの聞き取りをさせていただいておるタイミングで、オーストラリアのシドニーの日本人の高齢の女性をかたる方からメッセージで、初めは挨拶程度、その次が自分の今の状態、その方は咽喉がんで余命がないと、その中で御主人の遺産があります。これを日本の子どもたちのために使いたいという趣旨で、だんだんと来るわけなんですよ。最後には私の個人情報聞き出そうということで、ちょうど聞き取りのときで、これ、見てくださいと言ったら、これ、詐欺ですって、これが通常に来るのかなというふう感じた次第であります。高齢者の方、本当にだまされないように注意してもなかなか難しい部分あるので、周りの環境でしっかりと歯止めをかけていただくように御尽力もお願いしたいと思います。よろしく願います。

それでは、最後の質問に進めさせていただきます。

橋梁の架け替えについて、お聞きいたします。

津管内の橋梁の架け替えは、新相川橋が着手され、香良洲橋は令和4年3月の完成に向け工事が進められ、また、中川原橋も早期完成に向け工事が進められているところであります。

香良洲橋が架かる一般県道香良洲公園島貫線は、香良洲公園を起点として国道23号までの延長約2.8キロメートルの路線で、第二次緊急輸送道路に指定されています。香良洲橋は仮橋を設置せず、通行止めとし、通行止めを条件に予定どおり供用されることを地元と約束されています。

また、中川原橋が架かる一般県道一志出家線は、国道165号と津市一志町を結ぶ産業・生活道路として機能する重要な幹線道路であります。

新相川橋については、今後の進捗状況に応じお聞きさせていただくこととして、今回は、香良洲橋の令和4年3月の供用に向けた工事の進捗状況と、中川原橋の早期完成に向けた工事の進捗状況についてお聞きいたします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 香良洲橋と中川原橋の架け替え事業の進捗状況、そして、今後の予定についてお答えさせていただきます。

まず答弁させていただく前に、昨日、現場、香良洲橋、そして中川原橋、確認させていただきました。その上でお答えさせていただきます。

この香良洲橋につきましては、昭和28年の完成から60年以上が経過しております。老朽化が進行しております。また、先ほど議員からございましたけれども、第二次緊急輸送道路に位置づけられているところでございまして、耐震性能が不足しているところでございます。加えて、河川内に橋脚が8本、ございましたので、治水安全上課題があったというところでございます。

このため、平成28年度より架け替え工事に着手して、現在、橋桁の工事を進めさせていただいております。来年度には、確実に完成する予定でございます。引き続き、着実な進捗を図ってまいりたいと考えております。

引き続きまして、中川原橋でございます。

昭和31年の完成から60年以上が、これも経過しております。老朽化が進行しております。また、幅員が狭く歩道もないといった課題もございます。このため、平成18年度より前後区間を含む約1.3キロメートルで架け替え、そして改良事業を進めているところでございます。

現在、橋脚等の工事を進めております。来年度からの橋桁の工事に着手する予定でございます。まだ具体的にいつ供用するといったところは明言できませんが、早期に完成できるよう着実に工事を進めてまいりたいと考えております。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○**1番（川口 円）** 香良洲橋のほうは、予定どおりしっかりと完成させるという強いお話をいただきました。しかしながら、中川原橋のほうはいつという期限を切る答弁をいただくことができなかつたわけでありましてけれども、新相川橋も予算、国との関係だと思うんですけど、例えば2年から4年の間に仮設の橋を造りますよと明記されている。香良洲橋は約束どおりであります。中川原橋は、今年度の予定は明記されるんですけども、その先のなか

なか明記がされないということでもありますので、多分、上部工も337メートルぐらいですから2回ぐらいでやっていただけるんじゃないかなというふうに思いますので、ここ数年が完成までの勝負なのかなというふうに思いますので、力添えをよろしく願いいたします。

それと、中川原橋のほうですけど、通勤時間帯に非常に交通渋滞が発生するというのでありますので、完成後に交通渋滞緩和への対策というのほどのように考えてみえるかを、ちょっとお聞かせをお願いします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 中川原橋の整備による渋滞等の効果について、お答えさせていただきます。

この事業による効果につきましては、車道の幅員を5メートルから6メートルに広げることによりまして、橋の上で大型車の擦れ違いが困難といった課題が改善されると考えております。

また、渋滞する国道165号との交差点の右折レーンを35メートルから50メートルに延伸することによって、渋滞の改善が図られるものと考えているところでございます。また、片側2.5メートルの歩道を設置することによりまして、交通安全上の改善も図られるものと考えているところでございます。

この中川原橋につきましては、先ほどの香良洲橋と違って延長も長く、改良も含めていろんな関係者との調整が必要だということで、時間を要しているところでございますが、こうした効果を早期に発現すべく、しっかりと工事のほうを進めてまいりたいと考えております。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○**1番（川口 円）** いろんな状況も含めてしっかりと進めていただきますように、重ねてお願いを申し上げます。

今回、この質問を考えさせてもらうに当たり、ちょうど12月に入りましたので、1年の自分の活動も振り返りながら質問内容をつくらせてもらいました。その中で過去にちょうど20年ぐらい前に、伊勢市の公益財団法人修養団で、もう亡くなられた中山先生という方がいらっしゃって、その方が、あな

たの仕事は何ですかって聞かれるんですね。今の立場で思いますと、私は議員という立場でありますので、議員という仕事を通じて人様のお役に立つことが私の仕事である、誰かのために何かをさせていただく、こういう思いで日々活動はさせていただいております。そういう人様にお役に立って、ありがとうという言葉の一つでも多くかけていただけるように日々頑張らせていただくということをお誓い申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。7番 山本佐知子議員。

〔7番 山本佐知子議員登壇・拍手〕

○7番（山本佐知子） 皆さん、こんにちは。

自由民主党県議団、桑名市・桑名郡選出の山本佐知子と申します。よろしくお願いいたします。

今年、新型コロナウイルス感染症が広がりまして、新しい生活様式が、働き方が提唱されました。テレワークもその一つです。導入することで、通勤負担の軽減、多様で柔軟な働き方、副業もしやすい環境づくり、そして災害時対応可能など、これからの新しい働き方改革に対するメリットが挙げられ

ます。将来的には、テレワークを導入しているということが選ばれる企業の条件になるかもしれません。

政府の今年の骨太方針でも、働き方改革の一つの柱として、テレワークの定着を図るために、中小企業への導入に向けて専門家による無料相談対応や、全国的な導入支援体制の構築など支援の推進を明記しています。

中小企業のIT支援は、GIGAスクール構想と並び、国のデジタル政策の目玉になっています。実際に、総務省、厚生労働省、経済産業省も、民間のデジタル化、IT活用を積極的に支援する政策を展開しています。

一方で、現実問題として、民間企業で導入するハードルはかなり高いと言えます。まず、最初のこのパネルなんですけれども、(パネルを示す)これは総務省のプレゼンテーションなんですけど、ここには、テレワーク導入の課題や問題点が書かれています。例えば、ペーパーレス化、あるいは脱判こ、これ、県庁でも、今、議論されている共通の問題なんですけども、こういうことを進めていかないとなかなかテレワークも実現できない、こんなことが書かれています。

また、日本生産性本部が実施した調査では、緊急事態宣言が発令中、5月ではテレワーク実施率が31.5%でしたが、10月では18.9%と明らかに減少しています。三重県でも反応は薄い状況です。

しかし、私、周りを見てみると、桑名では名古屋に仕事で通っている方が結構いらっしゃるんですが、今でもテレワークをしている方も結構おられます。

また、谷川議員が音頭を取られて、自由民主党女性局で、子どもを持つ女性を対象にコロナ禍での課題をアンケートしたんです。そうしたら、自粛期間中の負担は女性のほうが多かった、子育て中や介護中の女性にとって、テレワークをもっと進める環境整備をしてほしい、そういう回答が少なからずありました。女性だけでなく、もちろん障がいを持つ方、男性の働き方にも影響を及ぼします。こういうことを考えると、私たちは少なくとも、テレワークの民間における可能性を、いま一度考えてみる必要があるのではない

でしょうか。

県では、県庁での取組というのは進めておられますけれども、県において民間企業へのテレワーク普及についての考え方、政策として今後さらに取り組む考えはあるのか伺います。よろしくをお願いします。

〔野呂幸利雇用経済部長事務代理登壇〕

○雇用経済部長事務代理（野呂幸利） テレワークについて県の取組状況、現状について御質問いただきましたので、答弁させていただきます。

県では、性別や年齢、障がいの有無等に関わりなく、働く意欲のある全ての方が活躍できる職場づくりを目指しております。多様で柔軟な就労形態の導入など、企業における働き方改革の推進に積極的に取り組んでいます。

特に新型コロナウイルス感染症への対応として、テレワークは非常に有効な対策の一つであると同時に、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を取り入れることにより、労働者にとってより働きやすく、また、企業にとって、人材の確保・定着につながると考えております。

先ほども議員のほうから国の調査も御紹介いただきましたが、本県の状況でございますが、7月に実施されました民間調査のアンケートによりますと、在宅勤務・リモートワークを実施していると回答した県内の企業の割合は約22%であり、全国の平均の約30%より実施率は低くなっております。さらに、県内の企業の約17%が、新型コロナ以降に実施したが、現在取りやめた、そういうふうになっております。

なお、全国調査では、大企業の約55%が在宅勤務にリモートワークを実施していると回答したのに対して、中小企業では26%になっており、実施率に倍以上の差が生じているところです。

本県では、事業所のほとんどが中小企業、小規模事業所であるため、県独自の事情を把握した上で、きめ細かな支援を行う必要があります。そのため、5月からテレワークに関する県の無料相談窓口を開設するとともに、7月からは、県内の企業・団体10社に対して、県内の働き方改革の取組も熟知したアドバイザーを派遣するなど、テレワークの導入支援を行っているところ

です。

相談窓口には、クラウド等のシステム整備や各種助成金に関する事など、オンライン会議のシステム操作方法に関する相談などが寄せられております。

アドバイザーを派遣している企業からは、どこから手をつけてよいか分からない中で、就業規則の改正や業務整理などにより導入の具体的なイメージができた、自社で取組可能なテレワークの形を見いだせた、ネット環境整備についてタイムリーにアドバイスをいただいたなど、取組が進んだことを実感したとの声をいただいております。

また、障がい者のテレワークに取り組む企業は、IT関連などのごく一部にとどまっていると聞いています。そこで、障がい者のテレワークの導入を検討している企業や、テレワークによる就労を希望している障がい者を支援するため、9月以降、ステップアップカフェ、だいたい食堂や、三重県総合博物館において、Or i H i m e や P e p p e r などの分身ロボットによる接客業務を行ったり、パソコンを使った入力作業を行うなどの就労訓練を、県内外の12事業所において実施しています。

訓練に参加した企業からは、テレワークに適した業務を切り出すことで業務の再構築を行い、生産性の向上につながった。また、障がい者の方からは、移動などの制限があったが、在宅だととても仕事がしやすいなど、障がい者のテレワークを評価する声をいただいています。

障がい者のテレワークについては、分身ロボットをはじめとする様々なICT技術を活用し、通勤が困難な重度の身体障がいやコミュニケーションに障がいがある方など、これまで就労が困難と考えられていた障がい者の方も対象として就労モデルを構築し、就労機会の創出に引き続き取り組んでまいります。

今後の対応でございますが、現在調査中であります県内のテレワーク導入状況の実態も踏まえて、商工団体や国、市町など関係機関とも連携しながら、導入への一歩を踏み出していただけよう、研修会や、既に導入している企業の事例紹介を通じて、さらなるテレワークの浸透を図りたいと考えてい

ます。

テレワークを推進することで、多様な働き方の中から自らの能力を発揮し、誰もが働き続けられる職場環境づくりを一層進めてまいります。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） ありがとうございます。

今おっしゃられたように、やっぱりテレワークを推進するにしても、東京でやる場合と地方でやる場合、かなりニーズも、あと実情も違います。地方は地方の実情に合ったやり方、都市部とは異なる対応というのが必要だと思いますので、その辺、今、ヒアリングをされるということでしたし、丁寧に現場の声を酌み取りながら事業を進めていただきたいと思います。

テレワークは目的ではなくて、やっぱりその先にある地方創生、一極集中の是正、あと、今、県も取り組んでいるワーケーションの促進と、私、いつもワーケーションはデラックスなテレワークって言っているんですけども、やっぱりそういった土壌が県内にないと、なかなかやっぱり県の中でも広がらないと思っていますので、事業を進めていただければと思います。

また、テレワークをしたい企業の方のお声を聞くと、行政への各種申請届出がオンライン申請できないので、そこが不便だという声も聞きました。これは6月の小林貴虎議員の質問にもありましたけれども、来年から県もデジタル社会推進局（仮称）をつくるということで、大いに期待しています。

次の項目に参ります。

今年はコロナ禍におきまして、医療従事者、福祉関係従事者の皆さん、実際にコロナ陽性患者の方と直接関わる中で、極度の緊張感と恐怖と背中合わせで現場を支えてくださいました。心から敬意を表するものです。

現場の慢性的な人手不足については、看護人材の確保という課題が議会でも毎年上がってきます。一昨日も村林議員が質問されました。特に今年のような事態が生じると、安定的な医療現場の維持という点からも、潜在看護師の復職への背中を押すことは大変重要であると考えます。実際、このコロナ禍で、保健所やクラスター対応で潜在看護師の方には御活躍いただきました。

先週も、私、ナースセンターにお邪魔したんですけれども、今でも毎日、潜在看護師のリストに電話して、応援をお願いしているとのことでした。でも、なかなか見つけるのが難しいそうです。やはり登録者数を一定数確保しないと、制度自体が機能しないのではないのでしょうか。

2015年から、法律により、このナースセンターへの潜在看護師登録制度は届出が努力義務化されました。あくまでも努力義務ですので、この5年間で三重県内での登録者数は2111名。しかし、この登録制度は復職のためだけではなく、緊急時に県内各地域の安定的な医療体制を構築する上でも重要であることを、改めて私たちは今年認識したのではないのでしょうか。この制度自体の強化のために、看護師の登録をさらに推進する必要があります。

この登録制度は県のナースセンターへの委託業務ではありますが、県として潜在看護師の登録率を増やす方策、これは昨年も質問がありましたけれども、どのように県として考えているのか、昨年からどのように改善されたのか、県の所見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 潜在看護師登録制度への登録者数を増やすための県の対策について、御答弁申し上げます。

平成27年10月に看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正が施行されて、保健師、助産師、看護師、准看護師の免許を持ちながら、その仕事に就いていない方は、住所、氏名、免許番号などの事項を都道府県ナースセンターに届けることが努力義務とされたところでございます。また、病院等は、離職者等に対し届出を促すことや、離職者に代わって届出を行うなどの支援に努めることとされております。

都道府県ナースセンターでは、届出のあった情報を基に、離職中の看護師等とつながりを保ち、それぞれの状況に応じて復職研修、無料職業紹介等の支援を行っているところでございます。

本県では、先ほども議員からも若干御紹介ございましたが、法律が改正されました平成27年10月から直近の令和2年10月までの期間に2141名の届出が

ございました。届出の方法といたしましては、対象者本人が直接届け出る方法と病院等が本人に代行して届ける方法がございますが、代行届による割合が全国平均では全体の3割であるのに対しまして、本県は5割を占めていることから、全国平均より病院等による届出の支援が多く行われている状況となっております。

本県の取組といたしましては、三重県ナースセンターに委託をいたしまして、県内の医療機関、介護福祉施設、保健所、看護師等養成施設、ハローワーク等に対しまして届出制度に関するリーフレットを配布して、届出を促しているところでございます。

また、届出の直後には、届出者全員に復職の意向を確認させていただきまして、復職支援を希望する方には、希望する就職先や勤務形態等の聞き取りを行い、復職につなげているところでございます。また、すぐに復職をする意思がない方に対しまして、復職を希望されたときに三重県ナースセンターにすぐ相談できますよう、復職研修の開催案内等を定期的を送付させていただいております。

今回の新型コロナウイルス感染症対策におきましても、先ほど議員からも御紹介がございましたが、十数名の潜在看護師に、保健所でありますとか、宿泊療養施設への応援をいただいているところでございまして、その際には、この届出情報を活用させていただいております。

また、災害時の人材確保にも活用できると考えておりまして、県としても今後も積極的に活用させていただきたいと考えていますので、引き続きリーフレットの配布等を行うとともに、新たに県の広報ツールを使った広報でありますとか、郡市医師会単位で開催されます社会保険集団指導等の会議の場を通じまして、制度の周知や病院等による届出の支援を促すことで、届出者数の増加に努めてまいりたいと考えてございます。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） 三重県は、勤務先の病院が代行届をしてくれる率が高いということで、大変ありがたいことなんですけれども、現場からすると、

まだまだ登録を、もう本当に義務化してほしいくらい状況であると、それぐらい登録率がなかなか上がらない。しかし、一方で今年のような新型コロナウイルスの感染とか起きた場合に社会的責任の下にすぐに対応しなければいけない、こういうジレンマがあります。

登録制度、やはり地域の安定した医療整備にも大いに貢献するものであることを、いま一度、医療機関、特に県立施設を中心に周知徹底いただくようお願いいたします。

それから、ちょっと先ほど一緒に質問しようと思ったんですけども、勤務環境の整備についてであります。

特に、今年は医療従事者の方、大変多忙、そして緊張感の中、もうメンタルも大変な状況になられているということも伺いました。三重県では、ここの健康センターで、医療従事者のための相談窓口を設置されていると伺っています。

ただ、やっぱり一方で、離職者の統計を見ると、30代で離職されている方が多い。これは子育て世代です。やっぱりこうした皆さんが途中で志を曲げて辞めるのではなくて、やっぱりできるだけ勤務しやすいような環境整備を整えていくということも長い目で必要だと思いますが、そのためには、県は、どのような施策を立てているのか教えてください。お願いします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 医療従事者が働きやすい職場づくりについて、御答弁させていただきます。

医療従事者が働きやすい職場づくりには、子育てをしながら安心して働き続けることができる環境づくりが重要であると、特に、医療機関内に設置されました院内保育所につきまして、非常に大きな役割を果たすものと考えてございます。

現在、県内における医療機関が設置しております院内保育所は、45か所あることを把握しております。それぞれの保育所では、24時間保育や病児等保育を実施するなど、各医療機関に勤務する医療従事者等の実情に応じた運営

が行われておりまして、県では、こうした院内保育所の施設整備や運営について、対象経費の補助を行っているところでございます。

また、医療機関においては、女性医師の割合が年々増加していることや、看護職員には女性が多いということから、女性が働き続けることができる環境づくりは、医療機関の運営において大変重要な視点と考えています。

また、女性が働きやすい環境は、女性も男性もみんなが働きやすい環境であり、医療従事者の離職防止だけではなく、将来に向けての医療人材の確保にもつながるものと考えてございます。

そのため、県では、女性が働きやすい制度づくりや雰囲気づくり等の勤務環境に取り組む医療機関が社会的に評価される仕組みといたしまして、平成27年度に、全国で初めて女性が働きやすい医療機関認証制度を創設したところでございます。

認証制度においては、現在、18の県内医療機関を認証しておりますが、審査項目として、院内保育所の設置やゼロ歳児の受入れを設けるなど、医療機関における子育て環境の整備状況も重要な視点と考えてございまして、今後も、この制度を積極的に運用していきたいというふうに考えてございます。

県としましては、引き続き、院内保育所への補助や認証制度の啓発を通じまして、医療機関における勤務環境改善の取組を支援し、医療従事者の誰もが働きやすい勤務環境づくりの促進につなげていきたいと考えてございます。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） 看護師の活躍の場は医療機関だけでなく、今、福祉施設や学童保育や特別支援学校、多岐にわたります。

私の知り合いも潜在看護師の登録をしていて、学童保育に働き始めて、今年、コロナ禍で保健衛生の知識を生かして大活躍された方もいらっしゃいます。

登録者数の拡充が、県内の医療福祉、教育の現場の充実につながり、私たち県民の命を支えるものになることを申し上げるとともに、同時に、昨今、陽性患者の病床率が50%前後になりました。今、医療福祉従事者、そして入

院されている患者の皆さん、陽性の方、御家族への差別、これは絶対にあつてはならないことだと強く申し上げて、皆様とそういった気持ちを共有して、この質問を終わります。

今日は、この質問、コロナ禍における雇用ということも入れております。質問の中には入っていないんですけども、よく新聞では女性の雇用が新型コロナウイルス感染症の影響を受けていると報道されていますが、三重県の男女別の新規求職者数を見ると、例えば、6月は女性の求職者数、前年度比24%増に対し男性は19%増、絶対数でも、年間を通して新規求職者は女性のほうが多くなっているんですね。

これは、いろんな方に伺うと、夫の手取りが激減してパートに出なければいけなくなったとか、やっぱり時間が減ってしまったので、自分の手取りが減ったので、仕事を掛け持ちしないといけなくなったとか、そういう声をたくさん聞きます。

そういった中で、それとは別にちょっとこの表なんですけれども、（パネルを示す）これは生活福祉資金の特例貸付についての、三重県の社会福祉協議会からいただいたデータを基に、私、作りました。先週も下野議員が議案質疑されていました。

新型コロナウイルス感染症の影響で、今年、この特例貸付を受給した人は、緊急小口資金、総合支援資金を合わせて1万2000人余り。私、初めてその総数を聞いたときに、年齢別にどうなっているのかなと思ひまして、実は社会福祉協議会から、市町別、年齢別、男女別のデータをいただいたんです。そうすると、こういう円グラフになりまして、結構、20代、30代、40代、50代と、年齢、満遍なくと言うとおかしいですけども、影響を受けているということが分かります。そして男女比は2対1ですが、女性の受給比率も高まっています。

この特例貸付は、年金で生活されている方は受給できないので、こういった結果が出るのは当然といえば当然なんですけれども、やっぱりこの年代の需要が多いということは、すなわち家庭、つまり子どもの貧困にも直結する

と思います。

そして来年からは特例貸付の償還時期に入りますが、いまだ国は具体的な条件を明示していません。今年は本当に膨大な件数を迅速に進めるために、社会福祉協議会本来の寄り添った支援が難しい状況でした。来年の償還時こそ、本来の社会福祉協議会業務であるきめ細かな支援相談が必要不可欠です。

この手続、県社会福祉協議会や貸付けを受けた方にとって過度な負担にならないよう、県においては、引き続き必要な支援を継続し、国に対しても迅速な対応を働きかけていただくようお願いいたします。

すみません。ちょっと通告していないんですけども、お願いしようと思ったんですが、子ども・福祉部長。ちょっと時間がなくて、すみません、失礼します、申し訳ありません。

さて、3番目の質問に入ります。

今年、菅新内閣が9月に誕生しまして、20名の大臣のうち女性大臣が2名しかいないということで、マスコミから少ないんじゃないかという批判があったんですね。しかし、女性だからということで無理に大臣に登用することは逆差別になるんじゃないか、こういう論調が1週間もたたないうちに出てきて、そのままその議論は収束しました。これが男女逆であれば、同じことを果たして言うのかなと考えると、やっぱり日本を覆う空気というのはまだまだこういう感じなのかなとちょっと思ったんですけども、話を元に戻しまして、最新の厚生労働白書によると、全国で共働き家庭は66.2%、平成の30年間で1.6倍になりました。

また、三重県の男女共同参画年次報告によると、M字カーブ、このM字の谷、30から34歳、これが年々浅くなっています。これは、結婚、出産しても継続して働いている女性が増えているか、少子化が進んでいるか、どちらかなんですけれども、ただ、全体的に三重県は働く女性の割合は、どの年代でも全国平均よりも高くなっています。

そして、今日の新聞も第一面に載っていましたが、正規・非正規別の年齢別割合、これは三重県の女性の場合を見ると、30から34歳までは正規

のほうが多いんですけれども、それ以降は非正規が多くなっています。この逆転現象が起きるのは全国平均よりも早く、また、25から44歳、つまり育児をしている最中の年齢では、逆に非正規の割合が全国よりも高くなっています。

もちろん、それぞれの働き方があるので、非正規と正規、どっちが悪いというわけではないんですけれども、先ほども申し上げましたように、非正規は雇用が不安定な場合も多く、この新型コロナウイルス感染症でも影響が出ています。つまり女性が働きやすい職場づくりを今後も確実に進めていくことは、働く女性が多い三重県にとっても重要な課題だと思います。

昨年6月に女性活躍推進法が改正されました。三重県でも一般事業主行動計画の策定義務、これを再来年から101人から300人以下の企業に範囲が広がるわけなんですけど、三重県は全国に先駆けて、300人以下、特にみえ県民力ビジョン・第三次行動計画では100人以下の事業主にも行動計画を策定するよう、自主的に作成するよう副指標としています。

行動計画をつくるということは、女性活躍の目標を見える化するというところでとてもいいことなんですけど、ただ、この副指標の目標が三百何団体と、結構、遠慮がちな目標なんです。三重県内では7万7000社ほどの事業主がありまして、中小規模の企業が圧倒的に多く、女性もこうした企業で働いていることが多いので、やっぱりこの中小企業の理解が必要だと思っています。

この行動計画策定におきまして、県独自の動きとして100人以下の企業にも働きかけていただいていますけれども、今後、中小企業において女性活躍の取組、どのように進めていかれるおつもりなのか、県の所見を伺いたいと思います。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 100人以下の企業における一般事業主行動計画の策定に係る取組について、お答えいたします。

三重県は、中小・小規模企業の割合が多く、特に常時雇用労働者数100人以下の企業が大多数を占め、多くの雇用を担っていることから、女性活躍の

取組を推進するためには、こうした企業の理解と行動を喚起することが大切だと考えております。

そこで、議員からも御紹介していただきましたが、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画におきましては、事業主行動計画等を策定する常時雇用労働者数100人以下の団体数を女性活躍推進の指標に挙げまして、団体数の増加に努めているところでございます。

本年度におきましては、こうした企業を対象に三重労働局と連携し、女性活躍の必要性や行動計画を策定する意義を伝えるセミナーを開催するとともに、16社に対してアドバイザーを派遣して、柔軟な働き方や能力開発など、自社の課題に沿った目標値の設定の仕方などの助言を行い、実効性のある行動計画の策定を支援しているところでございます。

また、経営者層の計画策定の意欲を醸成することが大切であるため、女性活躍に賛同いただく企業・団体約500社によるネットワークでございまして、女性の活躍推進三重県会議による、経営者等を対象にしたフォーラムにおきまして、アドバイザーの派遣を受けた企業や女性活躍が進んだ企業のリアルな事例を共有し、企業の取組意欲を高め、新たに計画策定に取り組むきっかけとし、水平展開につなげていきたいと考えております。

さらに、企業の取組のヒントとなるよう、雇用の継続やキャリアアップにつながった取組事例などを、積極的に県のホームページや冊子等で発信していくほか、働く女性の交流会を開催し、参加者同士の交流を通して自身の将来を考え、生き生きと職場で活躍する意欲を高める機会を提供します。

引き続き、関係機関と連携し、県内企業等への働きかけを行い、働く場における女性の活躍推進に向けて一層の取組を進めてまいります。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） ありがとうございます。

計画は策定するだけではなく、実行できたか、目標に達したか、なぜ達しなかったのか、そういうことを検証することこそが意味があることだと思いますので、策定後の企業へのフォローなども三重県独自の政策としてぜひ

行っていただくように要望いたします。

管理職や女性議員を増やすことも重要かもしれませんが、こつこつ現場で頑張っている方が働きやすくすること、これが裾野の広い女性活躍、ひいては性別、障がいの有無にとらわれず、誰もが生きやすい多様な価値観を受け入れることができる寛容な社会になると思います。アワードとか華やかな部分だけではなくて、地道な視点もぜひ忘れずにしていただければと思います。

一つ、これ、ちょっと見ていただきたいんですけども、（パネルを示す）これは国の政策なんですが、妊娠されている女性労働者が休みやすい環境をつくるということで設定されました。これは三重県労働局の管轄であります。伺ったところ、まだ30件弱ぐらいしか決まっていらないだそうです。

これは、県の子ども・福祉部に情報が行っていますが、やっぱりこれは働く場の話なので、本来なら雇用経済部に行って、また、国の政策とはいえ商工団体に下ろしたりとか、PRをしていただくような体制もできたのではないかなと思います。これはほんの一例ですけども、どうぞ部局横断的な情報共有を行いまして、効果的な政策運営をしていただきたいと思います。

私は、こういうように働く女性の話をするとき、今でもすごく後悔していることがあります。まだ20代で、多分まだきりきり働いていたときに、何か母と帰省でしゃべっていたんだと思うんですね。母が心配してくれたのに、私は母に、会社で働いたこともないのに何か云々みたいな、ちょっとひどいことを言ったことがあります。それは今でも、30年前のことですが、覚えてます。

本当に、管理職か非管理職か、正規か非正規か、あるいは働く女性なのか、専業主婦で家事を頑張っていたか、女性の中でもそういう分断が生まれることは私は不幸なことだと思っています。そういった分断がないようにしていかないとイケませんし、私も30年前の底の浅い愚かな発言というのを、やっぱり今でもいつも思い出しますが、肝に銘じて、やっぱりこういう女性活躍、またひいては誰もが輝ける社会、三重県が目指すところですけども、一緒に実現できればと思っています。

さて、ヤードのお話です。

ヤードというのを皆さん御存じでしょうか。ヤードは、一般的には自動車の保管場所、あるいは解体場所、あるいは建材などを保管している場所ということの意味で使われることが多いんですが、今日、私は自動車の解体場所及び保管場所という前提でお話いたします。

これ、（資料を示す）皆さんのお手元にはない資料です。こういうように、自動車がたくさん、中古の自動車とか解体される、そういうような自動車が、今、木曾岬町ではいろんなところで保管をされたり、放置とは言いませぬけれども、置かれている場所がたくさん増えています。

このパネルを御覧になってください。（パネルを示す）これは木曾岬町の全景図です。この白抜きの部分と、この下の部分ですね。木曾岬町は、ここここも木曾岬町なんですが、ここは木曾岬干拓地と呼ばれていまして、自由な立地ができませんので、今ここだけを白抜きにしています。ここは12.5平方キロメートル、ここに31か所のヤードがあります。町役場で調べていただきました。

自動車リサイクル法に基づく自動車解体業、古物営業法に基づく中古車販売業、そのどちらにも属さない、その他保管ヤードに分類されています。

12.5平方キロメートルというと、本当に狭いところなんですね。面積当たりのヤード数で言えば、間違いなく日本でも上位の自治体に入ります。大体600メートル四方に一つある計算になります。

この狭い面積の中になぜこれほど集中するのか。その最も大きな要因は、名古屋港に近いということです。車で15分ぐらいで行けます。ヤードで整備された車、あるいは中古車、これ、ほとんどが輸出目的です。隣の愛知県もヤードが多いんですけども、やっぱり木曾岬町に隣接する弥富市に多いという情報もあります。

2番目の理由として、土地の価格が低く、また、海拔ゼロメートル地帯なので、全部平地なんですね。広い平地の確保が容易であるということ。3番目に、地理的に中京圏の中心であるということ。アクセスがいいです、どこ

に行くにしても。4番目に、既に多く立地していますので、自然とやっぱり増加傾向になります。

では、何が問題なのか。この増えているヤードでは、木曾岬町の場合、まずナンバープレートのない車が公道を走ることも間々見られます。そして、公道をちょっとはみ出す感じではあるんですけども、ナンバープレートのない車が道路に次々と放置されている。また、景観への悪影響、騒音、それから、この車を運ぶ大型車、これが頻繁に走行されています。また、高い塀に囲まれているヤードも多いので、中で何が行われているか分からないといった懸念もあります。

特にナンバープレートのない車が公道を走ると、万が一の場合の賠償はどうなるのか。また、自動車リサイクル法届出以外のヤードで、何段にも車が積み重なっている場所もあります。これが果たして安全なのか。こうした住民生活への不安は年々増大し、木曾岬町では、近年、ヤードと住民生活との融和は大きな課題になっています。

ただ、ここで申し上げたいのは、ヤードが悪いということではないんですね。現場の写真、皆さんにも入れていないのは、やっぱり皆さんをミスリードしたくなかったというのがありますけれども、やっぱり共存共栄というのをしていく、これが本来の姿だと思います。

今までも何か問題があれば、自動車リサイクル法の観点から県が、古物営業法の観点から警察が、随時立入りをしていただきました。町民からの通報により、町内パトロールも頻繁にいただいています。

しかし、これらの法律が適用外のその他保管ヤード、これは木曾岬町で今22か所あると言われてはいますが、立入受入れは義務ではなくて、現状把握が担保されない場合もあり、住民の不安要素になっています。

こういうヤードは、全国でもたくさんあるんですね。平成27年に、千葉県でできたのを皮切りに、茨城県、愛知県、埼玉県。埼玉県は今年の7月にできました。また、市では、兵庫県の三木市、茨城県の坂東市が、いわゆるヤード条例を施行しています。

こうした他県の動きも受けて、木曾岬町でも、周辺環境から今後も増加の一途が予想されること、塙で囲まれ内部で何が起きているか把握が困難であること、隣の愛知県が条例を昨年制定したので、三重県に流出するんじゃないかというおそれが危惧されること、そして、隣県では盗難車も多いということで、それが三重県にも影響するんじゃないか、ヤードの健全化、実態把握のためには、やはり実効性確保の点からも条例制定の可能性を町でも模索していました。

平成29年から毎年のように、知事との1対1対談でも木曾岬町長はヤード問題について触れておられます。議事録を見ると、平成29年、このときにヤードは16か所あると知事も発言されていました。今31か所なので、4年間で倍増しているということになります。今年に入ってから、町村会から県へ要望、また、町議会から県へ意見書、そして、今定例月会議でも町議全員が個人名で請願者になりまして、県へ請願を提出されています。そして、10月の1対1対談で知事が条例制定を言及されました。今回は、自動車盗難防止の観点から警察が制定されると伺いました。

まず、警察では三重県木曾岬町の現状をどのように把握されているか、お話を伺いたいと思います。

〔岡 素彦警察本部長登壇〕

○警察本部長（岡 素彦） ヤードの現状認識について、お答えいたします。

自動車を盗んで転売したり、輸出したり、分解して部品に売りさばいたりする、そういう犯罪組織が全国的に暗躍しております。各県警察の捜査を通じまして、ヤードが盗難車の隠匿、保管、解体、車体番号の改ざん、コンテナ詰めなどに利用されていることが判明しております。

当県におきましても、盗んだ農業用トラクターを解体して輸出したり、他県で盗んだ車を保管したり、あるいは不法滞在者を雇用するなどの事案を確認しております。

もちろん、大多数が適正に営業なさっているという認識がございますけれども、警察としましては、特に組織的な自動車盗難防止の観点から、ヤード

の実情には関心を払っております。

また、周辺住民が交通安全等への懸念をお持ちであるということは承知しております。そちらにつきましても、所要の対策を講じているところでございます。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） 本部長におかれましては、1対1対談の翌週に、もうすぐに現地視察をいただいたと伺っております。ありがとうございます。

今、私たちの関心は、どのような条例がつくられるのかということです。せっかく新しい条例が制定されるのであれば、よりよいものを、三重県の実情に合ったものをつくっていただきたいと思うのが私たちの願いです。

各県の実情に合わせて条例も少しずつ、他県の状況を見ますと異なっています。例えば、愛知県の条例は、ヤードの定義について、塀などで囲まれているかどうかは要件となっていません。また従業員名簿についても、記述が最も詳細を要求しています。そして罰則規定については、期間を定めて営業停止を命ずるなど、かなり踏み込んだ内容になっています。愛知県は隣である以上、一番参考にしなければいけないところかもしれませんけれども、私たちも一つの目安になるのではないのでしょうか。

また、一番新しい埼玉県、これは視認性の確保を規定して、そしてさらに唯一、自動車解体の場所だけではなくて、自動車の保管場所も対象になっています。

自動車の保管場所というのは、リサイクル法でも古物営業法でも管轄ではなくて、すっぽり規制対象からこぼれ落ちているんですけれども、実はこのカテゴリーが一番多くあるのが現状で、この保管ヤードこそ健全運営を担保されることが求められていると思います。どうぞ、他県の条例も研究いただき、住民の人々が何に困っているのか対応いただければと思います。

三重県警では、今どのような条例内容を検討されているのか、今の時点で詳細は難しいと思いますが、県警としての考え方、方向性を教えていただければと思います。

〔岡 素彦警察本部長登壇〕

○警察本部長（岡 素彦） まず、条例制定の必要性ということでございますけれども、盗難車を売りさばくネットワークにヤードが組み込まれている現状に鑑みますと、盗難車の解体防止のための規制を、条例により行うことというのは望ましいと考えております。

また、先行して首都圏で同趣旨の条例が制定され、愛知県でも昨年末から施行ということでございまして、犯罪組織は県境をまたいで活動しますので、隣県に倣って類似の規制をかけることは時宜にかなっているというふうに認識しております。

その上で、規制の内容について検討中の内容を申しますと、点検整備のための解体ではなくて、輸出や譲渡等目的に自動車の解体を行う事業者を対象に、所定の事項を届け出いただいた上で、自動車を引き取る際に取引相手や車両の確認を義務づけたり、あるいは引き取った自動車の記録の作成、保管を義務づけたりするものでございまして、立入権限や違反があった際の指示、停止命令、罰則等の規定も設けたいというふうに考えております。

また、こうした規制の趣旨に鑑みますと、作業場が塀で囲まれているかどうかで届出義務の有無を決めるのは妥当ではないというふうに考えております。

また、保管場所に積まれた自動車も、確認とか引取記録作成の義務の対象にしたいと考えておりますので、そういう意味では保管場所も規制がかかることとなります。あくまで場所の規制ではなくて業の規制でありますので、保管場所が対象に含まれているかということ、そういう意味では含まれているということになります。

今後、愛知県の条例との均衡や古物営業法など他法令との重複に留意しながら、過度な業規制とならないような案を早急に作成して、まずは常任委員会への御報告、並行して知事部局との協議、罰則がございまして地方検察庁との協議も進めてまいりたいというふうに考えております。

一方で、住民の方々が懸念なさっている景観、それから、積み上げ車両の

安全性、危険物、騒音、汚染などの問題につきましては、この条例とはまた別に、警察にできることはしっかりと知事部局や関係市町と連携しながら協力してまいりたいと考えております。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） ありがとうございます。

隣県に類似する規定であるということ、保管場所も業としてではありませんけれども対応になるということ、また、塀の有無は問わないであろうということ、本当に現状を御視察いただいて、理解をいただいて、本当にありがたく思っております。ありがとうございます。

ただ、やっぱり繰り返しになりますが、ヤード自体は適切に運営されている方はたくさんいらっしゃいます。住民の皆さんもその点は理解されていますし、自由な経済活動というのは尊重されるべきであると思っています。

どの県の条例も、ヤードをゼロにしようというわけではないんですね。自動車盗難防止の観点からヤードの健全化、そして可視化、つまり実態の把握というものを、改めてこの条例でもって担保しようということだと思っておりますので、これは木曾岬町だけではなくて、三重県内のヤードとそして住民の皆さんとの融和のためにも重要性のあるものだと思っています。これから条例の制定、そして、その後の適切な運用もいただきますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

他所でも言えるんですけども、高齢化が進み耕作放棄地が増え、農地転用の取扱いなど様々な問題が絡み合いますと、やっぱりこういった極端な形の土地利用が見られます。木曾岬町はもともとはトマトや観葉植物のハウスが並ぶ、のどかな田園風景が広がる場所です。

自由な経済活動とともに規制は相反するものですが、住民の安全・安心のためにも、条例だけではなくて、そうした個々の問題の本質を考えていることも必要なのではないかなと、改めて今回、これ、私もいろいろ調べさせていただきました。感じることがありました。

最後の質問に行きます。

皆さん、この写真なんですけれども、（パネルを示す）これは北勢地区に住んでいる人は皆さん御存じの伊勢大橋、昭和9年に建てられました。今、架け替え工事中ですけれども、この伊勢大橋は今でも稼働中、今でも立派な現役の産業遺産であり戦争遺跡でもあります。

これが全景、ちっちゃい写真が全景で、なぜ私はここを大きくしたかという、こことここに穴が空いているんですね。これは太平洋戦争中に、米軍機に攻撃された弾丸の痕なんです。私が、この弾痕を改めて考えるようになったきっかけは、3年前に長島町の会館で聞いた中学生の発表でした。その発表は出色の出来栄で、本当に私も感心いたしました。

何がよかったかなという、先入観とか、こうあるべきだという結論ありきではなくて、伊勢大橋という目の前にある建造物を客観的に見て調べて、その過程で戦争について感じたものを素直にレポートしているものだったんです。

私は3年前の発表をすごく覚えていまして、今回、この一般質問に当たって、もう彼は高校生になっているんですが、昨日ちょうどテストが終わったということなのでインタビューさせていただきました。いきなり議員の私が連絡をしてとても驚いていたかと思うんですけれども、快く引き受けていただきました。

そもそもは、この桑名市図書館の調べものコンクールの題材として伊勢大橋が架け替えになるので、その歴史を調べていたら、たまたまこの弾痕のことを知ったそうなんです。

文献では、この弾痕は伊勢大橋に7か所と書かれていたそうなんですけれども、彼は自分で現場に行って調べたら15か所発見したんですね。これ、すごいことだと思うんですね。その弾痕を彼は絵図にして、どの方向から爆撃されたのか詳細に分析しています。そして、こんなことをおっしゃいました。こんなに分厚い鉄の柱を打ち抜いた痕を見て、戦争が目の前に見えた気がした。今まで実感が湧かなかつたけれども、無言で語るものを目の前にすることで、いろいろ想像させられるものがあるとお話されました。

そして彼は、ネットではなくて図書館の文献で調べることを自分に課したそうです。そして、多くの人々が、この戦争の傷痕を知らずに橋が架け替えられる前にみんなに知ってほしいな、そういう思いで発表しましたと熱い思いを語ってくれました。

これ、車から見えるんですけれども、ぜひ皆さん、助手席に座ったときに上を見上げて、長島町に入る直前にありますので、また、見ていただければと思います。

学校における戦争についての平和学習は、体験者の話を聞く、いわゆる伝承の形が多いと思います。ただ一方で、こうした戦争の傷痕を表す現場を実際に見て感じて、思いを深くすることも私は極めて重要だと思っています。

そうした意味では、沖縄県や広島県、長崎県を訪れる修学旅行は大きな意味のあるものです。ただ、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で様々な変更を余儀なくされたと思います。

また、今年は戦後75年だったんですけれども、学校教育の現場では75年からとって、何か特別やるということもなかったというふうに伺っています。現在の学校教育での平和教育の在り方、あと、今年どのような状況だったか、教えていただければと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○**教育長（木平芳定）** 高校生の平和教育についての取組について、御答弁申し上げます。

戦後75年が経過し、戦争の体験と記憶の風化が危惧されているところです。戦争を直接体験された方々から学ぶ機会が少なくなっている今、高校生が学校の教育活動の中で平和の尊さや大切さについて認識し、国際社会の一員として平和と発展に寄与していく意識や態度を身につけることは、大変重要であります。

高等学校では、各教科の学習や、長崎県、広島県、沖縄県への修学旅行での体験的な学習、修学旅行の事前・事後学習が、平和に関する学習を行う重要な機会となっています。

教科の学習におきましては、世界史や日本史で、第二次世界大戦が世界に惨禍をもたらしたこと、平和で民主的な国際社会の実現に努める重要性などを学びます。また、総合的な探究の時間に、長崎県の歴史や文化について学ぶことを通して、生命の尊さと平和のために行動することの大切さに気づき、生徒が鶴を折って平和公園に持参する取組を行っている学校もあります。英語の授業で、オバマ元大統領の広島県での演説を題材とした教科書を使っている学校では、平和な国際社会の実現に向けた自分たちの考えを英語でまとめて発表するといった授業を行っています。

修学旅行につきましては、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響による延期や行き先変更を余儀なくされる中、38校が、長崎県、広島県や沖縄県を行き先として平和に関する学習を実施または計画しています。

既に広島県を訪問した飯野高校では、事前に広島平和記念資料館から借りた映像資料やパネル資料で原爆の悲惨さについて学んだり、夏休みに作成した戦争や命の大切さに関するレポートをクラス内で発表し合ったりしました。現地では、被爆した建物や原爆の碑をめぐるフィールドワークを行い、原爆の悲惨さを直接感じ、平和への思いを新たにしました。

沖縄県を訪問した名張高校では、戦争の悲惨さについてより理解が深められるよう、事前に新聞やDVDを活用し沖縄戦について学んだ上で、現地では平和の礎を見学したり、平和祈念資料館で語り部による講話を聞いたりする取組を行いました。

生徒からは、広島県で平和記念公園の下にまだたくさんの骨が埋まっていると聞いた、自分たちがその上に立っているということの重みを感じた、修学旅行を通して平和について強く考えるようになったといった感想が寄せられています。

ほかの学校でも、今後の修学旅行に向け、図書館での調べ学習や戦争に関する番組を視聴することなどを通して、平和の尊さや命の大切さについて考える学習を実施しています。

県教育委員会といたしましては、各高校での平和に関する学習がより充実

するよう、こうした取組を各高校で共有するなどして、これからの時代を生きる三重の子どもたちが戦争の惨禍と戦後の世界に与えた影響を認識し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として主体的に行動できるよう取り組んでまいります。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） ありがとうございます。

子どもの興味というのは、どこが糸口になっているか分かりません。こちらが材料や結論を出し過ぎるのではなくて、多様な視点から多角的に物事を考える、そんな機会を教育の場でも設けていただくことが大切だと思います。

先月、我が会派からも英霊にこたえる会の一員として、沖縄県にある三重の塔慰霊式典に参列をいたしました。知事もいらっしゃいました。三重県遺族会が中心となって、毎年行われているものです。

私もその場で、遺族の方がお父さんと語りかけている式辞を聞きまして、戦没者の皆様への感謝とともに、遺族の皆様の75年の御苦勞、そして今の日本が戦没者の皆さんに胸を張って誇れる社会であるのかどうか、それを築いていかなければならないということを改めて感じました。三重県のこうした歴史は引き続き県民に語り継ぐものとして、県も正面から引き受けていただきたいと思います。

すみません、実は、私、ヤードのところで、一番最後に知事に所見を、感想をいただこうと思ったんですが、飛ばしてしまいました。警察本部長の回答がとても私が想像していた以上に多くの実りがあったものですから、ちょっと私も舞い上がってしまいまして、知事には申し訳ありませんでした。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

休

憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。26番 藤田宜三議員。

[26番 藤田宜三議員登壇・拍手]

○26番（藤田宜三） 鈴鹿市選出の藤田宜三、新政みえでございます。

皆さん御存じのように、最近、本当に新型コロナウイルス感染症が蔓延してまいりました。今朝ほどちょっと数字を聞いたんですが、今までの患者総数、昨日までだと思いますが865名、うち重症者が5名、入院患者が173名だそうでございます。宿泊療養をさせていただいている方が8名、残念ながら、お亡くなりになった方が7名ということでございます。

心よりお亡くなりになりました方には御冥福をお祈りいたしますとともに、罹病された方にはお見舞いを申し上げる次第でございます。

私ども、ここにおる議員、それから職員の皆さん含めて、やっぱり県民が一体となって、この新型コロナウイルス感染症に打ちかつように頑張っていきたい、そんな思いでございます。

一方、この新型コロナウイルス感染症によって経済的な影響というのは、私が申し上げることもなく非常に大きいものがあるということでございます。特に、飲食、宿泊などの観光産業、これはもう本当に強烈な打撃を受けていただいておりますというふうに聞いておりますし、医療機関の減収が我々が思うよりも深刻と、こういうふうに伺っております。

ちょっと私ごとでありますけれども、三重県花植木振興会の会長を仰せつかっておるんですけれども、この花卉業界においての大変大きな減収、減益の影響が出ておまして、今日、花を使っておりますけれども、

こういう機会が、1月以降、本当に減りまして、大変な状況になってございます。

それに対して、政府で、高収益作物次期作支援交付金事業というのを行っていただきました。大変、私ども花卉業界としては感謝しておりますが、一時、ここでも話にあったように、農林水産省の要綱が一部後ろ向きな変更がございまして、大変、私ども弱っておったんですが、知事はじめ関係団体とともに農林水産省のほうへ要望させていただいて、結果、多くの部分で前向きな回答をいただいた、対応いただいたということでございます。

その際に、三重県選出の国会議員の皆様をお願いしたわけですが、党派を超えて御支援をいただきました。このことに対しまして、この場をお借りして心よりお礼を申し上げる次第でございます。

また同時に、今定例月会議に、県当局に対しまして花卉生産者に対する支援の請願を、花卉生産者組織そろって提出させていただいておりますので、ぜひとも議員各位におかれましては御理解を賜りたいというふうに思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

菅総理が就任されて、デジタル化を推進していくということをお話しになって、その方向へ大きくかじを切られたというか、その方向を強く進めている。

具体的には、デジタル庁を設置し、省庁を超えた強力な司令塔機能を有して、官民を問わず、能力の高い人材が集まり、社会全体のデジタル化をリードする強力な組織とすることが必要であるというように述べられたと聞いております。

同時に、IT基本法、法律についても改正を行うための検討をする、デジタル改革関連法案ワーキンググループというのを設置されました。

知事におかれては、そのメンバーに選ばれて、また、全国知事会に設置されたデジタル社会推進本部の村岡本部長の下、副本部長に就任されたというふうに聞いております。これは、今後、国のデジタル化を進めていく上で、

知事が積極的に関わっていただけるんだらうというふうに思っております。

一方、三重県においても、総務部にスマート改革推進課というのをつくられました。その中で、三つの大きなテーマを挙げられて、改革を進めていくんだというふうにおっしゃられました。

一つは、県庁の業務の改革をしていく。ウェブ会議であったり、ネットワークの構築であったり、AIであったり、RPA技術を活用しながら業務の効率化を図っていく。あるいは、その技術力を使って新しい働き方を考えていこう、これ、2点目。3点目には、いわゆるテクノロジーを使うことによって社会課題を解決していく、あるいは社会の変革の後押しをしていくと、こういう大きな課題を持ってこの課をつくられたというふうに思っております。

そして、先般の11月20日の知事提案説明の中におかれて、デジタル責任者、CDOを置くんだと。そして、その下で実行組織として、三重県版のデジタル庁であるデジタル社会推進局、仮称だと書いてありましたけれども、を設置すべく、組織体制などについて具体的な検討を進める、こういうふうに述べられました。

このことは、実は、去年の私どもの会派が知事要望にお邪魔したときに、デジタル化をもっともっと進めていただきたい、そして、スマート改革をもっと進めていただきたいという提案をさせていただきましたし、また、本年3月に、我が会派新政みえの稲垣議員が一般質問の中で、具体的な提案として、スマート改革を強力に推し進めていくために、総務部の、今申し上げたスマート改革推進課と雇用経済部の創業支援・ICT推進課の統括的な立場として、最高デジタル責任者、CDOを設置してはどうかという提案をさせていただきました。

ある意味、今回、この提案にお応えをいただいた結果かなというふうには理解いたしております、大いに評価させていただきたい、こんなふうに思っております。

あらゆる現場のデータがあります。それを集め、活用するには、先ほど申

し上げた技術、ICTであったり、AIであったり、RPA、そういう先進技術との両輪で、この改革を進めていくというのは重要だというふうに思っておりますが、それらはあくまでもツールにすぎないのではないか、道具にすぎないのではないか、そんなふうに思っています。その活用方法については、あくまでも人の能力が重要な意味を持つてくる、そんなふうに思っております。

このCDOについては、日進月歩のテクノロジーの発展、その現状を知った上で、なおかつ行政の持っている課題、そして、それをどのように解決していくのか、解決策というものを見据えた上での戦略を立案して実行していく、そういう専門性を持った人材が要求されるというふうに私は思っております。

そんな意味で、先ほど申し上げたCDOにどんな人材を登用するか、民間人材の活用もあってもいいのではないかと私も思いますし、稲垣議員も提案させていただいたところであります。

そこでお伺いしたいと思います。

知事の、国で進み、そして今回、三重県でも体制を取られようとしていらっしゃるデジタル社会推進局（仮称）の設置、これへの思いと、それから先ほど申し上げたCDOへの民間人活用、そしてCDOの持っている権限、役割についてお聞きしたい。

同時に、デジタル社会推進局（仮称）のメンバー構成、この考え方についてもお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） デジタル社会推進局（仮称）設置に向けた思いとメンバー構成などについて答弁したいと思います。

国においては、9月の新内閣発足以降、デジタル社会の実現に向けて、IT基本法の改正やデジタル庁の創設に向けた検討が急ピッチで進んでおり、先ほど議員からも御紹介いただきましたが、デジタル改革関連法案ワーキンググループの構成員として、私も地方を代表してその議論に参画してきました。

ワーキングにおいては、デジタル社会の目指すビジョンとして、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を掲げることとしました。

私も、デジタルが国民一人ひとりの幸福や地域社会の持続可能性に資することが重要であり、改正するIT基本法にその旨を明記するよう主張してきました。

このようなデジタル社会の実現に向けては、国任せではなく、県としてもビジョンを示し、市町、民間企業、県民の皆様との連携体制を構築し、スピード感のある取組を進める必要があります。

そのためには、県においても、三重県全体のデジタル化を部局横断的に強い権限を持って推進していく組織を立ち上げる必要があると判断し、三重県版デジタル庁として、デジタル社会推進局（仮称）の設置を表明したところであります。

今後、デジタル社会推進局（仮称）を中心として、市町を含めた行政の変革のみならず、社会全体でのデジタル社会の形成に向けた全国に先駆けた取組を進め、デジタルを活用した地方の在り方を発信していきたいと考えています。

デジタル社会の形成という未知の課題にチャレンジすることが新しい組織のミッションとなることから、官民の知見を結集して取り組む体制を構築したいと考えています。

特に、司令塔となる最高デジタル責任者、チーフ・デジタル・オフィサー、CDOには、専門性のみならず、縦割りを打破する突破力や部局を横断した調整力、加えて、県民の皆さんにデジタル化について理解や共感をいただくための発信力といった資質が求められることから、官民間問わず適任者を探してまいりたいと考えております。

また、実行組織となるデジタル社会推進局（仮称）の職員についても、民間からの人材受入れの機会があれば、積極的に受入れを検討してまいります。

令和3年4月の設置に向け、2月定例会会議に関係条例の改正を提出させていただく予定としておりますので、県議会の御意見も踏まえながら、引き続き、組織体制等の詳細について検討を進めてまいりたいと考えています。

〔26番 藤田宜三議員登壇〕

○26番（藤田宜三） 御答弁ありがとうございました。

私、民間人をと申し上げましたけれども、今知事がおっしゃったように、その条件に合った方を選ぶべきであると思っています。だから、専門性だけではなしに発信力も含めて、そして統率力も含めて、ぜひとも、進めていただいて、特に、私が今回、この質問をさせていただいたというのは、観光政策のところで、データを集めてプロモーションをやるという考え方から、実はデジタル化が私の頭の中へ入ってきたわけでございます、こういう話をぜひとも全庁的に広げていけたらいいな、それを統括していく、先ほどおっしゃられたように、各部局を越えて、この視点で統括していくという、そういう権限と立場をぜひともお与えいただいて、全国に先駆けてデジタル化を進めていっていただきたいというふうに思っておりますし、そのメンバーについても、おっしゃっていただいたように、職員に限定することなく、最近、副業が認められてきておりますので、優秀な人材を副業という形で引っ張ってくるという方法もあろうかというふうに思いますので、ぜひとも、この改革というのは、システムも大事ですけれども、何よりも人材が一番だと、こんなふうに思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

次に、その設置した組織をどのように活用し、どのようにデジタル社会へ対応していくのかというのが、先ほど申し上げたようなことであります。

そういう広い意味での県の業務を効率化するとか、あるいは、デジタル社会に向けていく中で、どんなデータを引っ張ってくるのか、それを読み取って分析して、政策にどういうふうに活用していくのか、そのためには、やっぱり県における人材の育成というのが非常に重要になってくると、こんなふうに私は思っております。

そこで、県におけるデジタル社会推進局（仮称）、そして、各部局におい

でデジタル化を進めていくための人材教育についてどのようにされるのか、その点をお伺いしたいと思います。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） それでは、県のスマート人材、これをどのように育てていくのかについてお答えさせていただきます。

県では、令和2年度から本格的に取り組んでおりますスマート改革の中核を担う人材といたしまして、スマート人材の育成に取り組んでいるところでございます。

今年度は公募を行いまして、有志の若手職員20名を対象に、座学とフィールドワークをセットにした実践的教育事業を実施しております、AIなど最新のデジタル技術を活用いたしました業務の生産性の向上でありますとか、社会課題の解決を後押しできる人材の育成を進めているところでございます。

今後、県民目線に立った利便性の高い行政サービスの提供でありますとか、テクノロジーを活用した社会課題の解決、あるいは社会変革の後押しに取り組むためには、県職員全体がデジタル技術に係る知識でありますとかノウハウ、これを取得するとともに、具体的な課題解決に結びつける能力を持った核となる人材の育成が不可欠であると考えております。

そのため、変革を牽引いたしますスマート人材の育成を継続して進めることに加えまして、データの利活用、情報セキュリティー対策からプロジェクトマネジメントまで、若手職員、中堅職員、管理職など、階層に応じまして必要な役割を果たせるよう、人材育成に取り組みたいと考えております。

また、議員御指摘のとおり、社会のデジタル化に伴いまして、データというものは、知恵、価値、競争力、これの源泉となる重要なものであると認識しております。

国におきましても、データの標準化でありますとか、プラットフォームの整備など、データ活用に向けては多くの課題があるということから、今後のデータ戦略につきましても、現在、検討が行われているところでございます。

県といたしましても、こうした動きを注視しつつ、人材育成、あるいは外

部専門家の活用、これも含めましてデータの利活用を進めていきたいというふうに考えております。

行政のデジタル化のみならず、社会全体のデジタル化の後押しができるよう、職員全体の能力を底上げいたしまして、組織体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

〔26番 藤田宜三議員登壇〕

○26番（藤田宜三） 御答弁ありがとうございます。

道は、そう簡単にはいかないだろうというふうに思っておりますが、今お答えいただいた流れを、方向性を着実にやっていただきたい。やっぱり最後は人でありますので、その辺のところをぜひよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の項へ行かせていただきます。

次は、科学捜査研究所、警察本部のことについて質問させていただきたいというふうに思います。

皆さん御存じのように、「科捜研の女」というテレビ番組があって、数年前にその辺の話の中で、実は、三重県の科学捜査研究所にはちょっと問題があるんだよというような話を聞いておったんです。

ただ、今回の来年の予算編成方針の考え方の中で、鑑定環境の整備を進めるって、これ、初めて書き込まれたんです。大変注目はしておったんですが、教育警察常任委員会の皆さんが、実は見に行かれたそうなんです。

その後、ちょっとお話をお伺いしたら、非常に狭い部屋で、なおかつ複数の機器がいっぱいあって、部屋も分室が多かった、スペース不足の非常に厳しい現状という話をお聞きしたものですから、それではということで、科学捜査というのは非常に厳密さを求められるわけでございますので、一遍見に行こうというので、見に行つてまいりました。

行って、冒頭説明を受けました。科学捜査研究所というのは、物理係というんですか、物理班というんですか、それから化学、化け学ですね、それから法医、DNAであったり、そういうところですけども、それから人文、これは筆跡鑑定だとか、そういうのをやられるんだそうですけれども、そう

いう分野がありますという説明を受けて、現場を見せてもらったんです。

その現場の写真を持ってきましたので、見ていただきたいなというふうに思います。

(パネルを示す) これが4階にあるあれなんです。ここは、化学班と物理班が一緒になっているんです。ここに、透明の何かビニールシートみたいなものがあるでしょう。ここ、実は火災の実験室だそうです。分析室だそうです。

ここ、見えていませんけど、この後ろに、恐らくあれ、長さ5メートルもないと思うんですけども、いわゆる銃器の鑑定をする場所がありまして、普通だと前後5メートルずつぐらい要らしいんですが、その狭いところでどうやっているんですかねって聞いたら、流れ弾が来ないように、大きな板の後ろへ隠れて引き金を引くというようなことをしているという話をお聞かせいただきました。

それから、化学分析の機械の置いてある部屋を見せてもらいました。(パネルを示す) この部屋に、分析機械です、いっぱい入っておるんです。いっぱい入っているんですけども、実はここだけではないんです。もう一つあるんです。

(パネルを示す) さっきは4階でしたけれども、これは8階なんです。8階で、微小な、非常に少ないものの分析をするところらしいんですけども、ここから入っていきまして、こちら側にその分析機器が置いてありました。

(パネルを示す) これです。こっちからここへ入って、こういうふうになっていて、機械がびっしり置いてあって、どうも空調がうまくいってなくて扇風機が置いてありました。

こういう状況の中で、現在、科学捜査研究所は仕事をしていただいております。

なぜこんなことが起こったんですかとお聞きしたら、当初は、昭和60年代にスタートされたそうで、面積が287平方メートル、83台の分析機器が入っておったということですけども、御承知のように、科学捜査の重要性というのはどんどんどんどん高まってきておりまして、それに伴う鑑定ニーズに

対応していくためには機材が必要である。どんどん増えてくる。何と今233台あるそうです。

それに応じて面積を718平方メートルにはされたんですが、先ほど申し上げたように、4階、8階、地下1階、外にDNAの鑑定をする場所があるということでございます。

このように、機器が何で増えてくるのかというお話をお伺いしたら、要は科学捜査のレベルを、全国のレベルを合わさないと駄目だということで、検査機材というのは国から供給されると、こういう警察独自のシステムがあるんだということをお聞かせいただいたということでございます。

私も学生時代、組織培養というのをやっけていまして、混同するコンタミネーションというのは非常に苦しんだ1人でございますので、こういう環境で科学捜査の実験中にコンタミネーションしないのか、ほかのものは混ざらないのか、あるいは本当に正確な鑑定というのが担保できるんだろうかということが心配になって、お聞かせいただきました。

その答えは、何と先ほど見ていただいた化学、それから物理の部屋で、同時に鑑定をやらないんだそうです。物理をやっているときには化学のほうはちょっと間を置いておいて、化学をやっているときには物理のほうをやめておく。そうしないと試料が混ざったり、そういう危険性がある。

あるいは、DNAの鑑定をするという話になりますと別棟へ行きますから、雨が降ったときは持ち運びをしないとか、あるいは箱にきっちり入れて、一つずつしか入れないとか、あるいは、先ほど申し上げた雨が降ったらもうやらないとか、そういう非常に人的な対応を、細やかな対応をいただいて、正確な鑑定をしていただいておりますということが分かりました。

今申し上げたように、狭い、離れているというところから生じてくる不都合といいますか、これはもっともっとあるんだろうと思って、いろいろ考えさせていただいたんですけれども、いろいろ話もお聞きしたんですけれども、ある鑑定をするためには、一定の室内の温度を保たなければならない。そのための空調がしっかり効いていないので、調整するのに時間がかかる。ある

いは、試験をしているときに発生するガスや、有害汚水の処理であるとか、この処理についてはちゃんと別に分けて、それを処理業者の方にやっていただいておりますという、もう本当に大変な人的な対応によって、この鑑定がやられておるといことをつくづく感じてまいりました。

先ほど写真を見せたときに申し上げましたけれども、先ほどは機能面で心配だという話をさせていただいたんですけれども、銃器の鑑定するときには、本当に短い距離でやっていただいている。本当に狭いところでした。もう恐らく教育警察常任委員会の委員の皆さんも見られたと思うんですが、えっというような場所でやられていました。

それは、本当に安全性につながりますので、この辺のところもやっぱり考えていく必要があるのかなというふうに思わせていただきました。とにもかくにも、見学に行きまして、これは大変厳しい環境にあるんだなということをまず認識させていただいたということです。

そして、そういう環境の中で、捜査を行っていく上で、この鑑定というのはどんなふうな位置になっているのかというのを、ちょっと資料をいただきました。

(パネルを示す) これが、刑法犯の認知件数と、刑法犯の捜査をする上で鑑定している点数のグラフです。見ていただくと分かるように、刑法犯は、努力いただいて大分減ってきているんですね。しかし、鑑定する点数というのは横ばい、微増、だから事件に対する鑑定の数というのは相対的に増えてきておるといことが分かると思います。

もう一つ、全国的に見てどうなんだというので、これは重要犯罪のグラフなんです、(パネルを示す) 上が重要犯罪の件数と、それから検挙率が書いてあります。やっぱり三重県警は頑張っていただいておって、検挙率は全国平均よりも上となっておりますということでございます。

これを見て、先ほど申し上げたように、大変厳しい環境の中で科学的な鑑定を頑張ってやっていただいておりますんだなというふうなことが分かるのかなというふうに思っております。

最近の、科学鑑定の技術的な進み具合というのは、昔、DNA鑑定ってやったと思うんですけども、十数年前は、200人に1人の識別しかできなかった、それがスタートの時代だそうです。ですから、1000人おると、5人同じような人が出てくる可能性があるということらしいんですが、今年の4月は、何と565京、10の16乗ですけども、の中で1人を識別できるようなレベルまで来ておるということでございます。

そういうDNA鑑定の科学技術の進歩の中で、三重県において、平成9年に、伊賀市内で起きたホテルの強盗殺人事件が、その当時は、DNAの抽出ができて被疑者が特定できなかった。ところが、16年後の平成25年にできましたということでございます。それだけ進んできておるといことです。

それと、最近、テレビのニュースでいろいろ言われておると思うんですけども、防犯カメラの設置がたくさんになり、性能が非常に高くなってきておるといことの中で、映像の解析技術というのが物すごく求められておるといことでございます。

そういう流れの中で、本当に科学捜査、これを担っている科学捜査研究所の非常に重要な位置づけといいますか、その重要さというのが、お話を聞きして感じたところでございます。

重要性は増してきておるんだけど、環境はこういう状況だと。これは、私の素人の考えで、これから先、いろんな機器が入ってくるんだろうというふうに思いますけれども、これを置いて整備する場所がないということになれば、本県だけが鑑定水準が下がっていくという、そんなことも起きるのではないかというふうに心配しております。

途中でお話させていただいたように、分析機材というのは、基本的に国が負担して、購入して配分していただけるものなんです。要はこちらにそれを収容できて、使える人間がおれば、非常に技術レベルの高い鑑定結果ができるわけですので、何としても施設整備というのは必要だな、こんな思いで帰ってまいりました。

総じて私が思ったのは、科学捜査研究所が抱えている、先ほど申し上げた

問題というのは、警察本部長が御答弁の中で、検挙に勝る防犯なしと、こういう言葉をおっしゃられたと思うんですけども、やっぱり確実に犯罪捜査をして犯人を逮捕する、その犯人逮捕というのに勝る防犯はないんだ、この視点を考えると、やっぱりまさに三重県民のための施設かな、体制かなというふうに思うわけでございます。そんな意味で、整備の充実というのは最優先に行っていかなければならないことかなというふうに私は思うんですけども。

そこで、警察本部長にちょっとお伺いしたいんですが、今後、科学捜査研究所の鑑定環境を変える、整備していくということをお書きになった。どのように整備をされていこうとしているのかお聞かせ願いたいと思います。

〔岡 素彦警察本部長登壇〕

○警察本部長（岡 素彦） 科学捜査研究所についてお答えいたします。

当県におきましても、例えばホテル従業員を殺害した強盗殺人犯を、犯行10年後以降にDNA型鑑定によって検挙したり、あるいは10代と20代の女性4人を襲った連続強制わいせつ事件の被疑者を、三次元顔画像解析で検挙したり、一定の捜査力を備えることとなっております、令和の時代の犯罪対策の鍵は科学捜査にあるというふうに考えております。

御指摘のございましたとおり、これまでスペースが手狭になるたびに、会議室やほかの所属の執務室を転用してまいりました。ただ、広さもそうなんですけれども、もともとオフィスで実験室ではございませんので、やはりこのやり方では限界に達しております、鑑定の効率性や安全性を考えますと、将来、できるだけ早い時期に、科学捜査研究所を、財政事情が大変厳しい折ではございますけれども、別の庁舎に移せないかというふうに考えておまして、来年度予算で関連の調査費を要求しているところでございます。

ただ、まず財政当局の御理解を得るべく、これから行政部内で本格的な調整を図ってまいりますので、そういう意味では、まだ全く決まった話でございませんし、その点は誤解なきようによりしくお願いいたします。

〔26番 藤田宜三議員登壇〕

○26番（藤田宜三） 外へ新しい建物をというお答えをいただいたのかなというふうに思っております。

新しく建物を建てるという話になりますと、場所と大きさという話があるのかなというふうに私は思っております。

場所については、今までの経過が非常に物語っているのかな。どんどん新しい科学技術が進んでいく、それに伴って分析機器はどんどんどんどん増えていく、これはこの先、新しい設備ですと30年ぐらいを想定されると思いますけれども、30年間のある程度の予測を立てた上で、ぜひともその規模については検討いただきたいなというふうに思いますし、同時に、場所についても、私としては警察本部、津市に限定することもないのではないかなという思いがあります。

そこまでの検討がされているのかどうか分かりませんが、犯罪の量は北勢地域がやっぱり多いんですね。その、分析をする、鑑定をするものを持っていく場所ですから、交通の利便性の高い場所、そして、利便性が高いという点では、インターチェンジの近くであっても私はいいのではないかなというふうに思ったりもしております。

同時に、先ほど知事と議論させていただきましたけれども、今後、デジタル化が進み、データのやり取りもその保存も、恐らく技術レベルがどんどん上がっていくだろうというふうに思っています。会議もウェブ会議でやるというような話につながっていくわけですので、私は、場所はやっぱりそういう利便性のほうに重きを置くべきではないかなというふうに思っておりますし、データでやり取りをすれば済むのではないかなという意味で、場所についても、御検討がいただけないかなというふうに思っております。

鈴鹿市の農地に建てるということも可能なのかなというふうに思いますけれども、それは冗談としても、やはり場所については検討いただく余地があるのかな、価値があるのかなというふうに思いますけれども、その辺のところ、何かお考えあればお聞かせいただけませんか。

〔岡 素彦警察本部長登壇〕

○警察本部長（岡 素彦） まず、大きさの話でございますけれども、最近整備された各県の科学捜査研究所の施設を見ますと、小さいところと大きいところで3倍ぐらい開きがございます、そうした他県の例も参考にしながら、検討してまいりたいというふうに思っております。

場所は、御指摘のとおり、必ずしも警察本部の直近に置く必要はないというふうに考えております。

ただ、一方で、予算縮減のメリットであるとか、用地取得に手間がかからずに早期に整備できるメリットなどを考えますと、やはり県有地が望ましいというふうに私どもとしては考えておまして、いずれにしましても、財政当局としっかり相談してまいりたいというふうに考えております。

〔26番 藤田宜三議員登壇〕

○26番（藤田宜三） ありがとうございます。

今、科学捜査研究所の話ばかりさしてもらいましたけれども、警察署の老朽化というのも、いろんなところからお聞きいたしておりますけれども、そんな中で、この科学捜査研究所のプライオリティーというのはどんなふうにお考えか、その点もお聞かせいただけますか。

〔岡 素彦警察本部長登壇〕

○警察本部長（岡 素彦） まず、警察署の老朽化の話でございますけれども、築40年を超えている警察署が県内に七つありまして、古さや手狭さに加えて、更新時講習に訪れたお年寄りが3階まで階段で上がらなければいけないとか、あるいは相談事が外に丸聞こえとか、そういった問題がございますので、順次の建て替えが必要であるというふうに考えております。

古い順で言いますと、やはり尾鷲警察署が一番古くて、雨漏りもしている状況もございますので、こちらにつきましても、本当に大変厳しい財政事情ではございますけれども、何とか早期に建て替えができないかということで、財政当局とは御相談をしているところでございます。

ただ、一方で、科学捜査研究所とどちらが優先かというお尋ねなんですけれども、捜査力の強化と、それから施設利用者の不便の解消をてんびんにか

けることとなりますので、私の立場からは直ちに判断がつかかぬところでございますけれども、こちらにつきましても、財政当局とよく相談して、検討してまいりたいというふうに思っております。

〔26番 藤田宜三議員登壇〕

○26番（藤田宜三） ありがとうございます。

どちらを選ぶかという話ではないような気もいたします。とにもかくにも、県民の安心・安全のために御努力を賜りますようお願い申し上げて、この項の質問を終わります。

時間が大分減ってきましたけれども、ちょっとローカルな質問をさせていただきたいなというふうに思っております。

実は私、議員活動のウイークリーワークとして、鈴鹿ヴォイスFMというのが鈴鹿市にございまして、78.3メガヘルツでございまして、毎週月曜日の12時40分より、「藤田よしみの『県政まる三重レポート』」と称して、10分程度の番組を放送しておりまして、水曜日と金曜日に再放送させていただいておるわけでございます。

この番組、実は2016年10月、ちょうどG7伊勢志摩サミットのあった年ですけれども、そのときに使われた作でおなじみの清水清三郎商店の清水慎一郎さんとの対談を皮切りに、今月で175回を迎えさせていただきました。

その中には、県職員の皆さんや鈴鹿市民の皆さんを中心としてスタジオにお迎えして、また、あるいは訪問させていただいてお話をお伺いしながら、県政、行政に対しての忌憚のない御意見や要望を伺ってまいりました。

テーマとしては、先ほど申し上げたG7伊勢志摩サミット、あるいは子育て、お伊勢さん菓子博、獣害対策、医療、女性の活躍、三重の観光、障がい者福祉施策、地域防災、暮らし、今、中心でやっているのが地域経済、こういうテーマで170名の皆さんにお話をお伺いしてまいりました。大変勉強になっておりますし、私の活力源といいますか、エネルギーになっておることでございます。

そこでお聞きした質問を、今回、2件取り上げさせていただきたい、こん

なふうになっております。

特に多いのが、警察本部長、申し訳ないんですけども、横断歩道であったり、停止線であったり、右折車線であったり、そのラインが消えている、あるいは信号機の制御盤が腐食しておるんですが何とかありませんか、こういう要望が非常に多いんですね。

この件に関しての、いわゆる交通安全施設の整備についての質問というのは、6月に、同じく鈴鹿市の平畑議員、先般の総括質疑でも下野議員のほうから質問されておりましたけれども、あえて予算編成前でございますので、何としても状況を御理解いただいて、特段の配慮をお願いしたいなというふうに思います。

サンプルの写真を見ていただきたいと思います。(パネルを示す) これは子どもの通学路です。こちらから渡って、こちらへ行って、こういうふうに通っていますね。全く見えないんです。こういうところが本当にたくさんあります。鈴鹿市役所の前の交差点も、本当にもう見えない状態なんです。

(パネルを示す) これは、信号機の制御盤です。本当に腐食がひどくなっていまして、中に影響が出て、信号が消えるならまだいいですけども、赤赤でもいいですけども、青青になったらどうするんだろうなって本当に心配をしておる次第でございます。

こういう状況の中で、安全施設整備に関しての予算の変化ってどうなっているんだというので、グラフを見せてもらいました。

(パネルを示す) これは、恐らく平畑議員も使われたと思うんですけども、本当に一番多いところから、20億円ぐらいから5億円を切るところまで来て、ここ数年、私ども議員の発言もあるのかもしれませんが増えてはきておりますけれども、まだまだというのが現状でございます。

そういう現状の中で、警察本部として、一つの考え方をやっていただかんと、今、一斉に予算をつけて全部替えても、横断歩道ですと8年後にごそっとまた替えなければならぬということになりますので、計画的な補修が必要かなというふうに思いますので、その辺のところの考え方と来年度

予算について、どんなふうにお考えなのかをお聞かせいただけませんか。

〔岡 素彦警察本部長登壇〕

○警察本部長（岡 素彦） 警察所管の交通安全施設整備についてのお尋ねでございます。

例えば横断歩道ですと、県内の41%が更新基準を超えています。信号制御機でありますと26%が、同じく更新基準を超えております。

この理由はクリアでございまして、平成期、三十数年ありますけれども、最初の10年の予算は170億円、次の10年の予算は115億円、最後というか、3番目の10年は65億円ということでありまして、4割以下しかございません。そうすると、一旦整備した施設を更新できないというのは道理でございまして。

では、どうするのかということでございまして、私ども、令和3年度以降は、新設は原則しない。道路の延伸などの事情がある場合を除き新設はせず、専ら今ある施設の更新だけを行い、議員御指摘のとおり、おおむね20年ぐらいかけて、更新基準を超過した施設をなくしてまいりたいと考えております。

また同時に、交通事情の変化により必要性が低下した規制については廃止する。それから施設の長寿命化対策、限界がありますけれども図り、総額は圧縮してまいります。

昨年度から、有識者をお呼びして、国・県・市町の道路管理者、県の財政当局の参画を得まして、持続可能な交通安全施設整備の在り方を検討する委員会を開催しております。ここでの議論も踏まえながら、具体的な方針を定めてまいりたいというふうに考えております。

〔26番 藤田宜三議員登壇〕

○26番（藤田宜三） ありがとうございます。

戦略的に更新をやっていただかないと、本当に生活必需品だと、私、思っています。これは本当に県民のための施設だと思いますので、ぜひとも、委員会をつくっていただいたということですので、戦略的に対応いただきたい、このように思います。ありがとうございました。

最後になりますけれども、これは最もローカルな話ですけれども、鈴鹿地域の道路網についてお聞かせいただきたいなというふうに思います。

中小企業の皆さんからお話を聞く機会が、このところ、経済を元気にと、こういうことで聞いておるんですけれども、やっぱり道路の状況がまずいな、こんな話を聞いています。

特に鈴鹿地域というのは、ものづくり産業が本当に集積している地域でございますので、生産につながる、まず働く人の移動、材料の移動、部品の移動、完成したものの移動、これ、もう全部道路を使わざるを得ないわけです。

一方、幹線になる新名神高速道路であるとか東名阪自動車道というのは、かなり整備されてきておるんですが、ここへのアクセス、これが非常に悪いというのが意見であり、これを解消してほしいというのがよく聞かれる要望でございますので、特に、鈴鹿亀山道路、それから鈴鹿四日市道路、いわゆる大きな幹線道路の状況について進捗状況、そして、今後の方向性についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 鈴鹿亀山道路及び鈴鹿四日市道路についてお答えさせていただきます。

鈴鹿亀山道路につきましては、進捗状況については、来年2月の都市計画決定を目標に、県において手続を進めているところでございます。今後、来年度については、県において事業化に向けた整備手法の検討を進めたいというふうに考えているところでございます。

具体的には、早くつなげるためにはどのような整備の工夫が必要なのか、非常に、先ほど議員からお話ございましたように、地元の期待が多いといった等ございますので、早くつなげたい、そのためにどうすればいいのかといったこと、そして、二つ目として、高速道路と直轄国道を結ぶ幹線道路でございますので、災害時も含めて高度な管理といったものをどのように実現していくのか、こうしたことが大きくは必要なのかなというふうに考えているところでございます。

また、特にジャンクション部においては、非常にランプが輻輳する中での工事となります。こうしたことを含めて、来年度からの国等からの支援を強く要望しているところでございます。

引き続き、このミッシングリンクを早期に解消して、安全・安心、そして地域の活性化に資する道路となるように検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、鈴鹿四日市道路でございます。

鈴鹿四日市道路につきましては、今年度より国直轄事業として新規事業化されたところでございます。

今年度は、まずは測量や設計を進めていると聞いているところでございます。北勢バイパス、中勢バイパスの早期供用と併せて、鈴鹿四日市道路が一日も早く供用されるように、国に働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

〔26番 藤田宜三議員登壇〕

○26番（藤田宜三） 御答弁ありがとうございました。

皆さん方、鈴鹿亀山道路、鈴鹿四日市道路、どれなんだと、こういうことになると思いますが（パネルを示す）これが、今お話しいただいた亀山ジャンクションから鈴鹿四日市道路へつながる鈴鹿亀山道路でございます。これが鈴鹿四日市道路、この先が北勢バイパスにつながると、こういうことです。

この辺りが、鈴鹿市の中でも、ものづくりの企業がたくさんあるところでございます。ここの企業の、先ほど申し上げた物流を、これが東名阪自動車道、これが新名神高速道路ですので、これにどうやってつないでいくかというのが非常に大きな課題であるし、地元の企業の皆さんの大きな期待でもあるわけでございます。

そんな状況の中でのただいまの説明でございます。お話をお伺いして、できるだけ早くというところで県として動いていただいておりますので、ぜひとも期待したいなというふうに思っています。

なお、ここに映っておりませんが、ここにずーっと上がって行って、ホンドの横を抜けていくという磯山バイパスというのがあるんですけども、これは鈴鹿インターチェンジから国道23号をつなぐ道路でございます、このところが県の担当部分でございますので、この辺のところもぜひとも力を入れていただいて、地元鈴鹿市の産業、そして市民生活の利便性のために、ぜひとも県のお力をお貸しいただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。44番 中嶋年規議員。

〔44番 中嶋年規議員登壇・拍手〕

○44番（中嶋年規） 志摩市選出、自由民主党県議団の中嶋年規でございます。

私、この場で質問させていただくのが、2年ぶりでございます。今日の午前中に、島上雇用経済部長のピンチヒッターで、野呂副部長が緊張感のある、そしてまたちょっと長い答弁をされながら、その心臓バクバク感が私のほうにも伝わってまいりまして、私も大変、今、心臓バクバク緊張しております。しっかりと議論させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今年もあと1か月を切りました。令和2年の元旦には、知事とともに、新年祝賀の儀に皇居のほうへ参上させていただき、今上天皇・皇后両陛下のお近くに、拝謁の榮に浴することができました。

あの日から1か月後に、新型コロナウイルス感染症患者の県内第1例が判明しました。3月には小・中・高校の一斉休業、4月には緊急事態宣言が全国に発令され、あの元旦には想像もしていなかった1年となったわけであります。

新型コロナウイルス感染症で命を落とされた日本国内、そして世界中の方々に心から御冥福をお祈りするとともに、今、闘病生活を送っていらっしゃる感染者の皆様、一日も早い回復を祈りたいというふうに思います。

特に、感染された皆様は、決して自分を責めることはしていただきたくないと 생각합니다。誰もがかかるおそれがあるこの感染症であります。そして、その感染症に第一線で立ち向かっていただいているいらっしゃいます医療関係者の皆様に、心からの感謝と敬意を表したいというふうに思います。

この目に見えぬ敵との戦い、まさに危機管理が問われた1年だったというふうに思います。

そこで、1項目めの質問に入らせていただきます。

三重県のリーダーである知事には危機管理能力が強く求められることは論をまちません。知事選挙の中で発生した東日本大震災を踏まえ、就任直後から防災知事としての取組、そして就任1年目の9月に発生した紀伊半島大水害への対応はじめ、頻発する自然災害に対する危機管理に対する知事の取組は、非常に迅速かつ広範であり、危機管理に100%はないものの、実効性の高いものと評価させていただきたいというふうに思います。

また、今回の新型コロナウイルス感染症という自然災害とは異なる危機の到来においても、知事は迅速な対応をしていただいておりますと考えておるところでございます。

そこでお問い合わせいたしますけれども、地震や大雨など、大規模自然災害とは異なる今回の新型コロナウイルス感染症という目に見えない危機に対峙する

中で、リーダーとしてどのような心構えで対応されてきたのか、所見をいただきたいと思えます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 目に見えない危機に対峙する上でのリーダーとしての心構えということでありませう。

中嶋議員には大変御評価をいただきまして感謝申し上げます。しかし、それを励みにさらに気を引き締めて、危機管理に取り組んでまいりたいと思っております。

答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、自然災害とは異なる危機ではありますが、その対応においては、危機管理の基本を忠実に実行する、そういうことが重要であるという点では、違いはないというふうに思っています。

そのため、新型コロナウイルス感染症への対応においても、次の6点、徹底的な初動対応、空振りや朝令暮改を恐れぬ、現場の自治を大切にす、自分たちだけで抱え込まずにあらゆるリソースを活用する、県民の皆さんへのきめ細かな情報提供、過去の経験や教訓を生かす、これら6点を基本として、とにかく忠実に実行し、不測の事態などがあっても、悩んだりしても、常にこの原理原則に何度も立ち返り、これまで感染拡大防止、県民、事業者の皆様への不安解消に取り組んでまいりました。

中でも、危機管理においては、特に初動対応が重要であります、本県では、1月末に県内初の感染者が確認される以前から庁内体制を整備し、その後も、県民の皆さんの不安を解消するため、感染リスクに関する情報を積極的に発信するとともに、県内外の感染状況に応じ、県民や事業者の皆様に対し、感染防止対策について様々な要請を早期に行ってまいりました。

また、患者やPCR検体の搬送業務を民間企業に委託することにより、保健所の負担軽減を図ってまいりましたし、ビッグデータを提供いただくことにより人の流れを把握し、対策を検討する際の参考とさせていただくなど、民間のリソースを活用させていただいています。

さらに、命とともに暮らしや経済を守るという観点から、県内経済への影響を最小限とするため、意見交換の場や相談窓口等の様々な機会を通じて、企業や事業者の皆様から直接、困っていること、不安に思われていることをお伺いし、スピード感を持って、国にも先駆け、必要な支援につなげることにより、感染拡大防止と社会経済活動の両立を進めております。

今回、新型コロナウイルス感染症への対応を行う中で、改めて、危機管理は平時からの備えや信頼関係が大切であることを痛感しています。平時から、市町、医療機関や民間企業や団体等との信頼関係を重視し、顔の見える関係が構築できていたことで対応がスムーズとなり、これまで対処してこられたものと考えています。

県民、事業者、医療従事者、関係機関の皆様には、苦しい状況にもかかわらず、それぞれの立場から感染拡大防止への最大限の御協力をいただいていることに対して、改めて感謝を申し上げます。

人類が初めて向き合う新型コロナウイルスという見えない脅威は、国内初の緊急事態宣言が発出されるという未曾有の危機となりました。県民、事業者、医療従事者、関係機関の皆様と一丸となって、この脅威と向き合い、着実に取組を進めてまいりました。

終わりのないような戦いでも、マラソンのように、必ずゴールは訪れます。夜は必ず明けのように、この脅威に打ちかつ日は必ず訪れると確信しています。

今後とも、平時から備えや信頼関係の構築を怠らず、オール三重の強い結束力を持って、迅速かつ的確な危機対応に努めてまいります。

〔44番 中嶋年規議員登壇〕

○44番（中嶋年規） 知事のほうから、危機管理の基本、これに忠実に実行していくんだと、そのためには平時からの取組、そしてまた信頼関係が大事だということをお教えいただきました。

昨年、私も議長をさせていただく中で、こうした危機管理の基本ということについて、もう少し自分自身がしっかりと学んでおくべきだったなという

ことを、新型コロナウイルス感染症が大きく拡大したときに感じたところでございまして、非常に参考になるところであります。ありがとうございます。

多摩大学大学院名誉教授でありまして、グロービス経営大学院特別顧問でもあります田坂広志さんという方がみえまして、この田坂先生が、危機において運気を引き寄せるリーダーの七つの心得ということ、次のように唱えていらっしゃいます。

(パネルを示す) 一つ目は、目の前の危機を絶対肯定の想念で見詰める、絶対肯定というのは邪気がない状態ということでもありますけれども、これ、逆に言うのは、正常化のバイアスというのがあります、どんな危機であってもうちだけは大丈夫だとか、ここだけは大丈夫だとか、そういうふうには正常やというふうには思っちゃうというのは全く逆で、絶対肯定の想念で見詰めなきゃいけないというのが一つ目です。

二つ目は、危機のときこそリーダーは死生観を定めなければならないというものであります。この死生観を定めるということですが、人は必ず死ぬ、人生は1回しかない、人はいつ死ぬか分からない、この人生の三つの真実を見詰めながら、危機に対応しなきゃいけないということでもあります。

三つ目は、全ては天が導くとの覚悟を持つ。この逆境は自分を育て、何かすばらしいことをやり遂げるための試練を与えられているんだと考えるということでもあります。

四つ目は、リーダーが危機にポジティブ、積極的であれば、組織のメンバーにも無意識に伝わるというものでありまして、リーダーが危機から逃げた姿勢であれば、組織も腰が引けるということになります。

五つ目は、危機のときこそメンバーにリーダーとしての志と使命感を本気で語る。

六つ目は、不運な出来事と幸運な出来事は代わる代わる現れると覚悟すること。

そして、最後の七つ目が、危機において起こる偶然を敏感に捉える、感性を持ちなさいということでもあります。

これは、世の中にあるビジネス書などで語られるリーダーの危機管理の心得とはちょっと趣を変えた、さらに深い神学的な論調でありますけれども、私は大変示唆に富むものというふうに思っております。

そこで伺いますけれども、この田坂広志氏が語る七つの心得を踏まえて、今後、さらに知事御自身の危機管理能力を高めるために必要なことは何であるとお考えか、お答えをお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） この田坂先生の七つの心得を踏まえて、さらに高めていくべき危機管理の能力ということで答弁させていただきます。

田坂広志先生は、経済産業省時代から長年にわたり大変お世話になっており、かつ、大変尊敬している方です。知事就任後も、職員への訓示等でも田坂先生のお言葉を活用させていただいたこともあります。

中嶋議員御紹介の七つの心得につきましては、私も講演で拝聴し、大変感銘を受けましたので、付箋に書き記して、日々、心に留めることができるように、日頃持ち歩いているノートに貼り付けてあります。

御質問いただきました、今後、危機管理において高めていきたいと考えている点については、その七つの、当然全てがまだまだ不十分でありますので、全てにおいて高めていく必要があると考えておりますが、特に取り上げるとするならば、以下3点について申し上げたいと思います。

一つ目は、①の目の前の危機を絶対肯定の想念で見詰めるという点について、危機管理においては、最悪を想定するというのは要諦でありますけれども、最悪を想定しながらも、その先にチャンスがあるかもしれないという肯定的な思いも早期に持ち、意識を両立させていきたいというふうに考えています。

二つ目は、③の全ては天が導くとの覚悟を持つという点について、危機管理においては、全てのできる対策を打ち、結果を引き寄せよう、引き寄せようと時に焦ってしまいますけれども、導かれるという覚悟も併せてしっかり持つことで、危機の中でも冷静に、そして泰然自若として対応できるように

していきたい。

三つ目は、⑦、危機において起こる偶然を敏感に捉えるという点について、ふだんであれば偶然として流してしまうようなことであっても、危機管理において、虫の知らせではありませんが、そこに新たな危機が、危機の芽があるのではないかと、そこにピンチを脱するチャンスがあるのではないかと感じる感性を研ぎ澄まし、対策に、アクションにつなげていけるようにしていきたいと考えております。

最後に、田坂先生は、その御講演の最後に、感謝は全てを癒やすとおっしゃっておられました。そういう意味でも、共に危機管理に携わってくれる方々、協力してくれる仲間などへの感謝を一層徹底していきたいというふうに考えております。

〔44番 中嶋年規議員登壇〕

○44番（中嶋年規） 感謝は全てを癒やすという言葉とともに、私もちょっと聞かせていただいたときには、常に修行であるということもおっしゃられていました。

今、知事からお話をいただいたこの危機管理能力をさらに高めていくための心構えということについて、非常に私も納得するところもございますし、今回、自然災害だとか、この新型コロナウイルス感染症ということでの危機の話をしてしまったけれども、これから知事御自身も様々な人生の岐路というのがあって、そこで危機とを感じるようなときがあるかもしれませんけれども、そういったときこそこの七つの心得というものも非常に大事になるんじゃないかなということを、私自身も振り返りながら、よく捉えていきたいなと思っております。御答弁ありがとうございます。

こちらも危機でありますけど、二つ目の質問に入らせていただきます。

三重大学医学部附属病院におきまして、臨床麻酔部で准教授のカルテ改ざんによる診療報酬の不正請求問題が発生いたしました。

この不祥事を発端に、9月末には6名の麻酔科医が退職され、10月には上司である教授が自主退職、10月末には、当該の准教授が懲戒解雇となりました。

た。そして、今月末には、さらに4名の医師が退職するというふうに報道されております。結果、当初18名体制であった臨床麻酔部は6名になり、うち2名の医師は育休中と、大変憂慮する状況になっております。

このことを受けまして、日本専門医機構が、三重大学医学部附属病院における麻酔科専門研修プログラムの一時停止を10月16日に発表しました。

知事からも、研修の継続を求める趣旨の要望書を早速に提出していただいているところであります。日本専門医機構からは、早期に研修プログラムを再開できるように、県などを中心として体制を再構築してほしいとのコメントが報道されています。

従来から、本県の麻酔科医の不足は顕著であり、全国10万人当たりの麻酔科医師数は全国最下位と、これまでも大きな課題でありました。

こうした中、本県の麻酔科医不足の解消に重要な役割を担う三重大学医学部附属病院の専門研修プログラムの一時停止は、県全体の麻酔科医不足に拍車をかけるおそれがあると思います。

また、ドクターヘリ受入病院の一つとして代表される高次救急医療をはじめ、全ての診療科目の運営に影響することから、地域医療への影響は甚大なものと危惧します。

また、三重大学医学部附属病院は、本県唯一の特定機能病院の承認を国から得ています。特定機能病院に求められる役割は、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発、評価、高度の医療に関する研修、高度な医療安全管理体制とされており、三重大学医学部附属病院はまさに本県の高度医療を支える柱となっております。

今回発生した麻酔科医の大量退職を受けて、県の地域医療を安定化させるために、また高度医療を維持していくために、新たな麻酔科医の確保は大変重要な課題であると考えますけれども、まずは三重大学医学部附属病院の努力に期待をせざるを得ないところだというふうに思っておるところであります。

そこでお伺いいたしますけれども、三重大学医学部附属病院のまず自らの

努力で、麻酔科医不足への対応を図ることを前提としつつ、県としてどのような心持ちで三重大学医学部附属病院をサポートされていくおつもりなのか、また、特定機能病院としての承認が国から取り消されることの懸念はないのか、お伺いしたいと思います。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 三重大学医学部附属病院における麻酔科医の大量退職についての県の受け止めと対応について、それから特定機能病院としての承認が取り消される懸念ということで御答弁させていただきます。

麻酔科医は、周術期における患者の生体管理を中心としながら、集中治療や救急医療、緩和医療などにも従事しており、地域医療に必要不可欠な存在でございます。

議員からも御指摘もございましたが、その中で、県内の麻酔科医師数は人口10万人当たり4.1人と全国でも最も少ない状況になってございます。

また、麻酔科専門医の募集定員を定める指標として、日本専門医機構が算定をしております麻酔科医師数充足率においても全国最下位という状況で、大変厳しい状況であるというのは十分認識しておるところでございます。

こうしたことから、今回の麻酔科医の大量退職ということと研修プログラムの停止ということは、麻酔科医の人材育成が滞るという懸念はございます。今回のこの停止は、県全体の地域医療にも関わる重要な課題であると認識しておるところでございますので、大変憂慮しているところでございます。

そのため、県としましては、日本専門医機構が、研修プログラムの継続の可否について検討しているという情報を得たことから、先ほど議員からも御紹介いただきましたが、機構に対し、本県の地域医療提供体制を考慮した判断を行うよう、知事名の要望書を提出するなどの対応を行ったところでございます。

麻酔科医を確保するためには、麻酔科医を目指す医師にとって、大学病院が、研修や研究の場としての魅力を取り戻していただくことが重要であると考えております。

そのためには、まずは研修プログラム一時停止の原因となった麻酔科の指導体制を、三重大学医学部附属病院で早期に回復していただくことが大切だと考えておりますが、県といたしましても、三重大学医学部附属病院における研修プログラムが早期に再開されるよう、三重大学医学部附属病院の取組を連携を密にして支援してまいりたいと考えておりますし、あわせて、日本専門医機構に対しても働きかけを行っていききたいというふうに考えてございます。

また、特定機能病院についてのお尋ねでございます。

特定機能病院は、医療法に基づき、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認をするものであり、令和2年5月1日現在で、全国で86病院、県内では唯一、三重大学医学部附属病院が承認を受けているところでございます。

特定機能病院につきましては、承認のほか、業務報告書の提出先や立入検査の権限も厚生労働大臣であり、県として判断できるものではございませんが、承認の要件である医療提供能力、病床数、人員配置などの要件については、現在でも満たしているというふうに考えてございます。

しかしながら、特定機能病院に関する対応が今後必要になってきた場合には、一義的には、三重大学医学部附属病院において御対応いただくということになりますが、麻酔科の研修プログラムと同様に、三重大学病院と連携を密にし、支援を行っていきたいと考えてございます。

三重大学医学部附属病院は、三次救急を担うなど、地域にとって必要不可欠な病院でございます。地域医療に関する課題解決と発展に向けて、引き続き、県としてあらゆる場面で、三重大学医学部附属病院と連携を密にして対応してまいりたいと考えてございます。

〔44番 中嶋年規議員登壇〕

○44番（中嶋年規） 今部長の答弁の中で、三重大学医学部附属病院と連携を密にしてというのが四、五回繰り返されたというふうに思うんですが、まさ

にそこがポイントだと私も思っておりまして、今回の課題というのは、一義的には、三重大学医学部附属病院で解消を図っていただく課題だと思っておりますけれども、他人事とせず、ぜひ連携を密にして取り組んでいただきたいというふうに思います。

三重大学医学部附属病院の必要性ということについて申し上げますと、今定例月会議で、県立志摩病院の指定管理者、引き続き地域医療振興協会のほうへ続けていただくような議案が出ております。

これまで地域医療振興協会、志摩地域の我々と非常に信頼関係を持って、一定の医療機能の回復を図っていただいたところではありますけれども、残念ながら、まだ標榜した診療科が全て機能しているかということ、そういう状況ではございません。

標榜した診療科が全て機能する、そういった状況になるには、やはり三重大学医学部附属病院のお力が私は必要だというふうに思っておりますので、こういった観点からも、ぜひとも三重大学医学部附属病院との連携を密にさせていただきながら、様々な課題を共に解決していただきますよう、私のほうからお願いさせていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

S o c i e t y 5.0社会の到来を受けまして、観光産業にもデジタルトランスフォーメーションを取り入れる観光のデジタル化が、今後、加速度的に進むものと思われまます。

村林議員に怒られそうなぐらい片仮名が多くて申し訳ないんですが、しばらくお許しいただきたいと思っておりますけれども。

こうした時代の潮流を受けまして、本県では、これまでも観光のデジタル化に取り組んでこられました。

昨年度には、三重県版観光スマートサイクル確立事業としまして、令和元年8月から、答えてラッキー！スマホでみえ得キャンペーンを実施し、それを通じて、デジタルデータを収集、分析、活用する取組を具体的に展開されております。

さらに、志摩市では、あらゆる公共交通機関をICTを用いて継ぎ目なく結びつけ、人々が効率よく、かつ便利に使えるようにする観光MaaSの導入の実証実験を行ったり、AIチャットボットやデジタルサイネージによる観光案内をしております。

伊勢市では、キャッシュレス決済の導入であったりだとか、AIを用いた店内の混雑状況の見える化やその予測、また、県内各地で無線Wi-Fiの整備などを実施していただいております。

さらに、今後は、自動運転技術を活用した次世代モビリティの導入促進であったり、空飛ぶクルマの促進など、夢のある取組を展開していくこととされております。

こうした取組をさらに充実させていく一方で、社会のデジタル化の進展はすさまじいものがあり、また、新型コロナウイルス感染症が収束した後のインバウンドも含めた観光産業の再興に当たって、観光のデジタル化のさらなる推進が求められていると思います。

こうした中、経済産業省では、観光産業の新たな展開として、スマートリゾート戦略を提言しております。

(パネルを示す) こちらのパネルを御覧いただきながら説明したいんですが、このスマートリゾート戦略というのは、デジタル技術を活用し、これから旅の主体となるデジタルネイティブ世代、これは1980年以降生まれで、物心ついたときからインターネットなどICTに触れてきた世代なんですけれども、この議場でいきますと、石垣智矢議員が1985年生まれということでございますので、彼はデジタルネイティブ世代になります。

こうした方が旅の主体となってくる時代がこれから来ますので、こうした方々が持つ旅先での学び、本物体験、交流への新たなニーズを満たすサービスの提供により、地域への誘客拡大、滞在長期化や消費促進、それによる住民、行政、観光事業者、地域環境や文化などの持続的な価値獲得や創出を目指すための新たな観光まちづくりの戦略、これがスマートリゾート戦略と定義されております。

(パネルを示す) 次のパネルに参ります。

この戦略を実行していくことによって、旅行者には、個々に適したサービスの提供による旅行体験の価値の向上、事業者には、データに基づいたマーケティングによる稼ぐ力の向上、業務の効率化や省人化による生産性の向上、地域においては、観光に関わるオーバーツーリズムなどの諸課題の解決や暮らしやすさの向上、地域ブランドの向上、環境・文化においては、有害物質や水質などのモニタリングによる環境や文化資源の保全と理解促進、こういったことの実現を目指しておるところであります。

また、こうしたスマートリゾートの実現を支える重要な情報通信環境については、現在よりもリアルタイム、多数同時接続、超高速・大容量の次世代通信規格、5Gの導入が進められておりまして、2023年には、全国の98%をカバーする予定と伺っております。

この5G環境を本県の観光産業にも生かしていくことが求められていると考えます。

昨年開催された総務省主催の地域ICT/IoT実装推進セミナーに参加をさせていただいたところ、5Gを観光産業に活用する三つの方向が提案されました。それがパネルでまとめてあります。

(パネルを示す) 一つ目は、三重県の魅力を離れた場所で疑似体験するなどを通じて、より訴求力の高いPRを行うことによる観光地に呼び込む取組。二つ目は、お城跡の当時の情景を仮想空間の中でウェアラブルデバイスを用いて見て楽しむなど、映像コンテンツなどを活用した観光情報の付加価値を高める取組。三つ目は、岐阜県白川郷で今月から始まる、端末を使って最寄りの施設や飲食店の説明を多言語で行う観光ガイド実証実験に見られる観光客をサポートする取組、こうしたことへの活用が期待されております。

そこでお伺いいたしますけれども、経済産業省が提唱するスマートリゾート戦略に掲げる方向性を見据えながら、本県の観光のデジタル化をさらに進めるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

特に、今後急速に整備が期待される5Gを活用した取組を企画立案してい

くことも必要だと考えますが、いかがでしょうか。御所見をお願いいたします。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 観光のデジタル化のさらなる推進についてお答え申し上げます。

多くの旅行者がスマートフォンを利用し、旅を楽しむとともに、日々デジタル技術の革新が進む現代において、観光のデジタル化は多様化するニーズに応え、新たなサービスを生み出す可能性を秘めています。

そのため、本県では、観光のデジタル化を進めるべく、他県に先駆けデジタルツールを活用し、旅行者の情報を蓄積・分析することで、ニーズにマッチした体験コンテンツの造成やプロモーション動画による情報発信など、新たなサービスの創出につながる戦略的な観光マーケティングの仕組み、三重県版観光スマートサイクルの確立に取り組んでいるところでございます。

議員からも御紹介がありましたとおり、昨年8月から開始しました、答えてラッキー！スマホでみえ得キャンペーンを通じて蓄積しました旅行者のデータを、年内にはDMOや事業者等がマーケティング、戦略策定、商品開発などに活用できるシステムの運用を開始する予定としています。

今後は、12月から順次、DMOや事業者等に対して、システムやデータ活用のためのオンライン研修も実施し、オール三重で観光のデジタル化を推進していきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、移動が制約を受ける中でも、県内観光地の魅力をライブ配信したり、360度動画などのVRコンテンツを活用した情報発信により、三重県の旅の魅力を疑似体験していただくことで、三重県への関心を高め、実際の訪問につながるよう取り組んでまいります。

加えて、旅行者の受入環境整備に当たっては、昨年度の志摩市に続き、今年度は鳥羽市において、オンライン上で伊勢志摩地域の観光案内を行うAIチャットボットやデジタルサイネージの整備など、デジタルを活用して、多

様な旅行ニーズに対応できる案内機能の強化などを地域と連携して一体的に進めています。

さらに、旅行者が県内をより快適に周遊・滞在できる環境整備には、AIやICTなどの新たな技術は不可欠であり、それらに加えて、今後の整備が期待される5Gの活用は、旅行者の満足度向上を図る上で重要と考えています。

5Gの普及に伴い、今まで以上によりスムーズで鮮明な映像の提供が可能になり、三重県観光の魅力をより効果的に伝えられるようになるとともに、デジタル技術の進化に伴い、観光分野においても、空飛ぶクルマ、自動運転など、新たな技術の活用も期待できますので、関連する各部局と連携を図ってまいります。

これらの本県の取組は、議員から御紹介のありましたスマートリゾート戦略に掲げる方向性とも一致するものです。今後は、旅行者のニーズを満たすサービス提供を行い、地域への誘客拡大、滞在の長期化や消費促進、さらには、住民満足度向上につながる持続的な観光地づくりに向け、これまでに蓄積したデータやコンテンツ、デジタルツールなどを連動・連携させるプラットフォームの構築を目指し、観光におけるデジタルトランスフォーメーションをさらに推進してまいります。

〔44番 中嶋年規議員登壇〕

○44番（中嶋年規） 今、観光のデジタル化、これまで取り組まれてきたこと、これから取り組んでいかれること、それが、私が紹介しました経済産業省が提唱するスマートリゾートと方向性が一致しているというお話を伺わせていただきました。

先ほど藤田議員から、来年度のデジタル社会推進局（仮称）、どのような体制になるんだというふうな御質問がありました。きっとこのデジタル社会推進局（仮称）というところも、この観光のデジタル化ということに当然ながら関わっていただくことになろうかと思えます。

ぜひとも先を見据えた、デジタル社会を見据えた新たな展開を、他県に先

駆けてぜひやっていただきたいというふうに思います。この観光振興基本計画の中にも、様々な取組が書かれているところでもありますけれども、申し上げたように、社会の動きは非常に早いので、この観光振興基本計画をベースとしながら、新たな展開もぜひとも積極的にやっていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

この11月24日に、先ほど山本佐知子議員の質問の中で出ました沖縄三重の塔慰霊式、私も参列させていただきまして、それに併せて訪問調査した沖縄観光コンベンションビューロー、そこで観光学習ということの取組を学ばせていただきました。

(実物を示す)これが、観光学習をするための教材でありまして、これは教育委員会が作るのではなく、沖縄観光コンベンションビューローが作られています。

この中を見ますと、観光業の重要性やその意義を学んだり、観光業への働きがい学んだり、また、沖縄県にはこんなすばらしい観光資源があるんだよ、こんな人が訪れているんだよということで、郷土に非常にプライドを持って、そういった内容が満載であります。

また、最後の章では、私たちと観光というテーマで、私たちはお客様のために何ができるんだろうかということで、おもてなしの心を育てるという非常にいい教材だなと思いながら、これをいただいてまいりました。

こうしたことを通じて、将来、観光業を担う高度な人材づくりにもつながるのかなということ、こういうデジタルとは違うアナログな世界かもしれないけれども、こうしたものを総合的に取り組む中で、三重県の観光の力というものを引き伸ばさせていただきたい。

ぜひ教育の分野においても、こういった取組を沖縄県でやっているんだよということを踏まえていただきながら、これは小学4年生の総合学習の時間に利用させていただいているそうでございますので、参考にさせていただきながら、三重県も観光立県としてさらに飛躍するためには、これから担っていただく人材育成というのは必要不可欠でありますので、そういったことにも

ぜひ御参考にいただきたいなと思ひまして、御紹介させていただきました。

それでは、四つ目の質問に入らせていただきます。

道の駅のことについてお尋ねさせていただきます。

平成5年から正式に導入されました道の駅制度は、令和2年7月現在で、全国47都道府県に1180か所、県内には18か所の道の駅があります。その18か所ですけれども、（パネルを示す）少し見えづらいですけれども、一番北は菰野町から、一番南はウミガメ公園の紀宝町までございます。特に中南勢部に多いのかなという印象はありますけれども。

この道の駅は、道路利用者のための休憩機能であり、道路利用者や地域の人々のための情報発信機能、また、道の駅を核とした地域振興施設などと連携する地域連携機能という三つの機能を發揮しております。

国土交通省では、新「道の駅」のあり方検討会を設置し、令和元年、昨年11月に提言を取りまとめられました。その提言をまとめたのが、次のパネルになります。

（パネルを示す）少し字が小さくて読みづらいですけれども、現在、第3ステージへ向かっていこうという地方創生・観光を加速する拠点へ道の駅を高めていこうということを今回提言していただいております。

それを、令和で言いますと、2年度から7年度まで取り組むこととされていまして、具体的なことっていいますと、まず、一つ目でありまして、多言語対応やキャッシュレス導入、海外や観光関係団体との連携、観光Ma a Sの導入などによる道の駅の世界ブランド化、二つ目は、広域的な防災機能を担い、ほかの防災施設と連携し、地域の復旧・復興の拠点となる防災道の駅の整備、三つ目が、道の駅を舞台に民間とタイアップした地域活性化プロジェクトの実施であったりだとか、子育てを応援する施設の併設、大学等との連携企画の実施などによる、あらゆる世代が活躍する舞台となる地域センターとしての活用、この三つの方向が示されたところであります。

このうち防災道の駅、二つ目ですけれども、この防災道の駅認定制度が令和2年度から導入され、その認定要件でありますけれども、県が策定する広

域的な防災計画に位置づけられていること、重要物流道路や代替路、補完路との接続が確認できること、災害時に求められる機能に応じて、施設や体制が整っていること、具体的には、建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等がなされているといったBCPが策定され、また、2500平方メートル以上の駐車場を備えていることなどが挙げられております。

この条件に合致する県内の防災道の駅の候補としては、18ある道の駅の中から、奥伊勢おおだいと伊勢志摩が挙げられていると聞き及んでおります。

ちなみに、道の駅伊勢志摩は志摩市にございますけれども、じゃらんの全国道の駅グランプリ2020の調査結果では、満足度上位に東北地域の道の駅が占める中、道の駅伊勢志摩は全国第3位にランキングされる人気スポットとなっておりまして、地元の我々も驚いておるところであります。

ぜひ、皆様も道の駅伊勢志摩に立ち寄っていただきたいんですが、この道の駅伊勢志摩につきましては、志摩市において、本年10月末に就任されました橋爪政吉新市長も含め、道の駅伊勢志摩を防災道の駅と認定いただき、地域住民や観光客の安全・安心につなげたいとの意向がございます。

そこでお伺いいたしますけれども、本県における防災道の駅認定の可能性はいかがでしょうか。また、認定された防災道の駅にどのような期待を寄せるのか、お伺いしたいというふうに思います。

さらに、防災道の駅に加え、道の駅の世界ブランド化や、あらゆる世代が活躍する舞台となる地域センターといった第3ステージの道の駅を、本県で今後どのように展開していきたいと考えているのか、御答弁をお願いいたします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水野宏治） まず、防災道の駅の認定の可能性と、そして認定後の期待についてお答えさせていただきます。

道の駅につきましては、例えば東日本大震災の発生した際には、岩手県遠野市にございます道の駅遠野風の丘におきまして、自衛隊が約5000人、消防援助隊約800人が集結して被災地に向かうなど、災害時の広域的な拠点とし

て大きな役割を果たしたところでございます。

こうした広域的な拠点の役割といったものを全国で強化していくために、今年度より、防災道の駅という新しい認定制度が国土交通省で導入されたところでございます。

三重県内におきましては、第1回目の認定に向けまして、地元の意向も踏まえ、道の駅伊勢志摩を候補として三重県幹線道路協議会で選定し、10月末に国土交通省に計画書を提出させていただきました。

今後は、国土交通省におきまして、有識者の意見を踏まえて、年度内に防災道の駅が認定される予定と聞いております。道の駅伊勢志摩が認定されるよう、しっかりと国土交通省に要望していきたいと考えているところでございます。

また、防災道の駅のキャッチフレーズにつきましては、先ほど少し御紹介がございましたが、新「防災道の駅」が全国の安心拠点到、とされているところでございます。

地域住民や道路利用者、外国人観光客も含めて、そもそも道の駅は大変ブランド力がございますので、災害時には防災道の駅に行けば大丈夫といったような安心感が浸透するように、ソフト、ハード対策を含めて、県としても、防災道の駅の認定に向けて積極的に取り組む市町を支援してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、道の駅のさらなる強化ということで、第3ステージを踏まえてどのように展開していくのかという御質問でございます。

道の駅の第3ステージの具体的な目指す姿、これにつきましては、先ほど御紹介がございましたように、道の駅を世界ブランドへ、そして防災道の駅、そして、あらゆる世代が活躍する舞台となる地域センターにという3点が大きく挙げられているところでございます。

これまで道の駅の施策につきましては、国と市町村が直接調整することがメインとなっておりましたが、第3ステージについては、広域的な取組が必要なことから、県としても積極的に支援していくことが大切であるという

ふうを考えているところでございます。

実際のところ、そういう思いでこの第3ステージ、まとめさせていただいたところでは、三重県に来させていただきましたので、しっかりと関与していきたいというふうを考えているところでございます。

このため、県といたしましては、まず防災道の駅をターゲットにして、県からの支援のモデルをつくり上げるとともに、第3ステージで個別に掲げられましたキャッシュレスの導入、あるいは子育て応援施設の導入、学生との連携企画の実施などの目標達成に向けて、国や市町との連携を強化してまいります。

また、私は、国土交通省で道の駅の政策責任者として携わってまいりました。例えば身近なところでは、10月に御浜町の道の駅に併設するホテルができました。こうした道の駅と宿泊施設、官民連携で全国で円滑にいくようにということで、調整も前職ではさせていただいたというところでございます。

このように、関係する民間企業を含めた様々な関係者とともに広く連携して、県内道の駅の第3ステージの実現と地域の新しい魅力づくりに貢献してまいりたいと考えているところでございます。

〔44番 中嶋年規議員登壇〕

○44番（中嶋年規） 水野県土整備部長が、国土交通省でこの道の駅の新たなステージ展開、第3ステージのことを御担当されていたということはあまり存じ上げない中で、道の駅を前から取り上げたいと思っていたんですけども、たまたま適任な方がお見えになられたので、たまたま今、道の駅伊勢志摩を防災道の駅へという話も進んでまいりましたので、非常にいいタイミングだったなというふうに思っております。

先ほどお教えいただきましたように、年度内には、防災道の駅認定の決定を得られるかもしれないというところでございますので、しっかりと市とも連携していただきながら、国への要望活動をしていただきたいと思いますし、我々もしっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

また、今回は、道の駅伊勢志摩が防災道の駅に認定という方向で動いてい

るわけでありませけれども、三重県、御承知のとおり、北から南まで非常に長い、そしてまた、南の地域は非常に防災力が試されるところが強うございますので、ぜひとも、さらなる第2、第3の防災道の駅の認定ということについて、市町との連携を深めていただきながら、推し進めていただきたいというふうに思います。

また、第3ステージの中で、防災道の駅だけではなく、これを突破口に世界ブランド化であったりだとか、地域センターという新たな機能、こういったものが広域的なものとして、三重県に18か所あるこの道の駅をぜひベースにしながら広げていただく中で、県民生活の向上にもつながる、そしてもちろん訪れていただいた方の満足度向上にもつながる、そうした取組を水平展開していただくよう、心からお願いするところでございます。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

これも県土整備部長にお聞きすることになろうかと思うんですけども、太平洋岸自転車道についてお伺いしたいと思います。

国では、世界に誇り得るサイクリングルートを指定し、国内外へPRするため、ナショナルサイクルルート制度を令和元年9月に創設されました。

そして、令和元年、昨年11月には、茨城県のつくば霞ヶ浦りんりんロード、それから滋賀県のビワイチ、広島県と愛媛県にわたるしまなみ海道サイクリングロード、この3路線がナショナルサイクルルートとして指定されました。

そして、太平洋岸自転車道の説明に入らせていただきます。

(パネルを示す) こちらのパネルを御覧いただきたいんですが、千葉県銚子市からずーっと太平洋岸を通って、三重県を通って、和歌山県和歌山市まで1400キロメートルにわたる太平洋岸自転車道についても、ナショナルサイクルルートの指定を受けるべく、国土交通省関東・中部・近畿の各地方整備局と本県を含む6県2市で構成される太平洋岸自転車道ナショナルサイクルルート指定推進協議会を昨年9月に設立していただきました。

三重県内のルートは、愛知県からフェリー等で鳥羽港に入り、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、紀北町と国道260号を経て、国道42号で和歌山県

に行く海側のルート、もう一つは、鳥羽市、伊勢市、度会町、大紀町、大台町と県道を経て、国道42号で和歌山県へとつながる山側ルート、この二つのルートが整備中であります。

また、令和2年3月に策定された三重県自転車活用推進計画におきましても、その目標の一つである自転車を活用した地域の観光魅力づくりとして、太平洋岸自転車道等の魅力的なサイクリング環境の創出を図ることとしています。

ナショナルサイクルルートとして指定を受けるための要件について御説明させていただきます。

(パネルを示す) こちらのパネルを御覧ください。

大変細かい字になっておりますけれども、五つの観点がございまして。一つ目は、安全性、魅力、連続性などルートの設定、二つ目は、案内表示などによる安全性、快適性、統一された仕様による路面表示など走行環境、三つ目は、出発地点となるゲートウエーや休憩施設となるサイクルステーション、サイクリスト向け宿泊施設の整備などの受入環境、SNSやパンフレット、ルートマップによる情報発信や多言語情報発信など情報発信、五つ目は、官民が連携し一体的に推進していく体制の整備など取組体制、この五つの観点到にそれぞれ、必ずその基準をクリアしなければならないというトータル29個の必須項目があります。さらにクリアが望ましい24個の推奨項目も満たすことが期待されているところであります。

ぜひともナショナルサイクルルートとしての指定を県内の整備中の自転車道も受けていただき、観光地としての魅力アップ、サイクルスポーツの振興や健康づくりの推進、自転車を安全に安心して利用できるまちづくりの推進、これを実現いただきたいというふうに思っております。

そこでお伺いいたしますけれども、太平洋岸自転車道のナショナルサイクルルート指定に向けた進捗状況と指定の見通しはどうなっておりますでしょうか。

また、必ずクリアするべき必須項目のうち、県内における走行環境の安全

性を確保するためのトンネルや橋梁部、急勾配箇所における注意喚起看板など案内表示の整備の状況、それから、サイクルステーションなどの休憩施設の整備の状況、それと、県内における推進体制、この3点につきまして、これら評価基準をクリアするための今後の取組についてお伺いいたします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** まず、太平洋岸自転車道のナショナルサイクルルート指定に向けた進捗や今後の見通しについてお答えさせていただきます。

太平洋岸自転車道、三重県では約294キロメートルのルートが設定されているところでございます。

太平洋岸自転車道につきましては、昭和48年度に構想がまとめられたものであり、全体にわたる自転車利用環境の整備といったものは、沿線自治体の悲願となっているところでございます。

一方で、多くの沿線自治体が関係することから、ばらばらに整備が進められており、全体として統一的な整備が遅れていたところでございます。

このため、平成30年11月に、国と沿線県市から成る太平洋岸自転車道推進協議会を、さらには、令和元年9月に、太平洋岸自転車道ナショナルサイクルルート指定推進協議会を設立して、アクションプランを策定するなどの取組を進めているところでございます。

このアクションプランにおきましては、路面表示、休憩施設など必要な利用環境の整備を、この12月末までに完了することとしており、県区間につきましても、着実に目標に向けて整備を進めているところでございます。

今後のナショナルサイクルルートの指定の具体的なスケジュールについては、国から発表はまだございませんが、早期に指定がなされるよう、沿線自治体とともに国に要望してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、指定要件の評価基準をクリアするための取組状況についてお答えさせていただきます。

このナショナルサイクルルートの指定には、必須の項目として、案内表示、休憩施設、推進体制の整備などが挙げられているところでございます。

県管理区間の具体的な取組状況につきましては、矢羽根などの路面表示、あるいはトンネルの注意喚起看板は、全て整備が完了しています。また、急勾配箇所等の注意喚起看板につきましては、1か所を残しておりますが、12月中には設置が完了する予定でございます。

二つ目の休憩施設につきましては、9か所を選定しております。サイクルラックの整備は全て完了し、空気入れにつきましては4か所が残っておりますが、これも12月中に完了する予定でございます。

また、休憩施設につきましては、トイレが非常に重要でございます。必須条件は、トイレが利用できるということで満たしているものの、老朽化が進んでいる箇所もございます。今年度より、パールロードにございます相差駐車場、いわゆる面白展望台のトイレの改修に着手するなど、順次改善を進めてまいります。

推進体制につきましては、既に平成31年2月に、太平洋岸自転車道推進三重地区協議会を設置しているところでございます。

いずれにしても、ナショナルサイクルルートに指定されれば、国において、国内外への情報発信、あるいは環境改善への重点的な支援を実施するものとされているところでございます。

県としても、指定だけではなくて、指定された後が非常に大事だと考えておりますので、ハード、ソフト一体となった取組を関係者、関係部局連携して、継続的に実施してまいりたいと考えているところでございます。

〔44番 中嶋年規議員登壇〕

○44番（中嶋年規） 御答弁を踏まえますと、ナショナルサイクルルートの指定に向けて、着実に整備状況は進んでおるとのことだと受け止めさせていただきました。ぜひとも一日も早い指定を期待するところであります。

また、先ほど部長のほうから、指定を受けた後が大事だということもおっしゃっていただきました。私もまさにそのとおりだと思います。

また、そのナショナルサイクルルートのみならず、これを核に、今のお話というのは、どうしても三重県の南部を中心としたお話でありましたけれど

も、知事にちょっと御所見をお伺いしたいんですが、やはりこの三重県南部のナショナルサイクルルートが指定されたその次のステップとして、三重県の中での、例えば中勢地域、北勢地域、そういったところでもサイクルルートの的なものを整備していきながら、三重県全体が、自転車を愛する愛好家の皆さん、健康を大事にする方々、そして県民が健康づくりのためにも含めて、もっと自転車を活用しようというふうな、こういう雰囲気を持っていく、そのためには、観光局であったりだとか、地域連携部であったりだとか、関係する部局も含めて、県一体的に進めていくべきではないかなと思うんですが、御所見をお伺いしたいというふうに思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 県全体の自転車、サイクリングの活用ということで、今年度からスタートしていると思いますが、三重県自転車活用推進計画というのを、地域連携部を中心にまとめさせていただきました。

その中には、観光や健康や環境や様々な観点から、自転車の活用というのを述べております。ブランド力があるものでいけば、南はツール・ド・熊野があって、いなべ市ではツアー・オブ・ジャパンがやっているわけでありますので、また、朝明高校自転車部なんかは、非常に全国でも強豪校でありますから、そういう意味で、県全体でそのブランド力、人材を生かして、観光、健康づくり、環境、様々な点で、三重県自転車活用推進計画をナショナルサイクルルートが指定されれば、さらにそれに追加して、どういう取組ができるか、しっかり関係部局で検討していきたいと思います。

〔44番 中嶋年規議員登壇〕

○44番（中嶋年規） 先ほどの御質問は、全く想定はしていなくて、いきなりお尋ねしたんですが、分かりやすい御答弁ありがとうございます。改めて知事の危機管理能力の高さを感じたところでございます。

ぜひとも、常に私どもも含めてですが、緊張感を持って、この県政、進めさせていただきますようお願い申し上げます、やっぱり久しぶりの質問だと取り留めない質問になってしまって、自分が言いたいことの半分も言えなかった感

じがしておるんですが、またこれからも私も議員の1人として、しっかりと三重県政推進のために頑張っていくことをお誓い申し上げまして、質問とさせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

- 副議長（服部富男） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたしました。
これをもって本日の日程は終了いたします。

休 会

- 副議長（服部富男） お諮りいたします。明3日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（服部富男） 御異議なしと認め、明3日は休会とすることに決定をいたしました。

12月4日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

- 副議長（服部富男） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時19分散会